

田原市ごみ処理基本計画

2022 年度～2026 年度

令和 4 年 3 月

田原市

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画見直しの趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の範囲	2
第2章 地域の概況	3
第1節 本市の概況	3
第3章 ごみ処理環境の動向	6
第1節 国・県のごみ処理行政の動向	6
第2節 近隣市町村の動向	8
第3節 豊橋田原ごみ処理広域化	9
第4章 ごみ処理の状況	10
第1節 ごみ処理行政の沿革	10
第2節 分別区分と処理フロー	12
第3節 ごみ発生量の実績及びその性状	14
第4節 ごみ減量化・再生利用の実績	17
第5節 ごみ処理の実績	18
第5章 ごみ処理の評価	22
第1節 全国・愛知県・類似都市との比較	22
第2節 各施策の実施状況の評価	27
第3節 目標達成状況	28
第6章 課題の抽出	31
第1節 課題の整理	31
第7章 ごみの発生量の見込み	32
第1節 ごみ発生量の将来推計	32
第8章 基本理念・基本方針と目標の設定	33
第1節 基本理念と基本方針	33
第2節 国・県の目標値のまとめ	33
第3節 本市の目標値設定	34

第 9 章 基本方針に基づく施策.....	36
第 1 節 基本方針に基づく施策.....	36
第 2 節 ごみ処理基本計画の推進.....	43
第 10 章 ごみ処理の基本計画.....	45
第 1 節 分別計画.....	45
第 2 節 収集・運搬計画.....	46
第 3 節 中間処理計画.....	48
第 4 節 最終処分計画.....	50
第 5 節 その他ごみの処理に関し必要な事項.....	51

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第 1 章 総 論

第 1 節 計画見直しの趣旨

本市では、平成 29 年 6 月に改定した「田原市ごみ処理基本計画」に基づき、環境への負荷の少ない資源循環型社会の実現を目指し、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の 3 R の推進に取り組んできました。

近年の主な取組としましては、平成 30 年 2 月から家庭系ごみの有料化を実施し、市民の皆様のご協力により、ごみの発生量が減少傾向となっています。

また、ごみ処理広域化について豊橋市と検討してきた結果、令和 7 年度から既存の豊橋市資源化センターに本市の可燃ごみを搬入して処理し、生ごみを豊橋市バイオマス利活用センターに搬入してメタン発酵処理し、バイオガスでの発電をすることとしました。

今回の計画の見直しは、さらなるごみの減量と資源循環型社会の実現を目指して、国が推進する「持続可能な開発目標（SDGs）」や「ゼロカーボンシティ」の表明（令和 3 年 1 月）、豊橋市とのごみ処理広域化等を考慮し、計画改定するものです。

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」の規定に基づき策定するものです。本市の最上位計画である第 1 次田原市総合計画及び田原市環境保全計画に即し、環境基本法に基づく「環境基本計画」等と整合を図り定めるもので、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

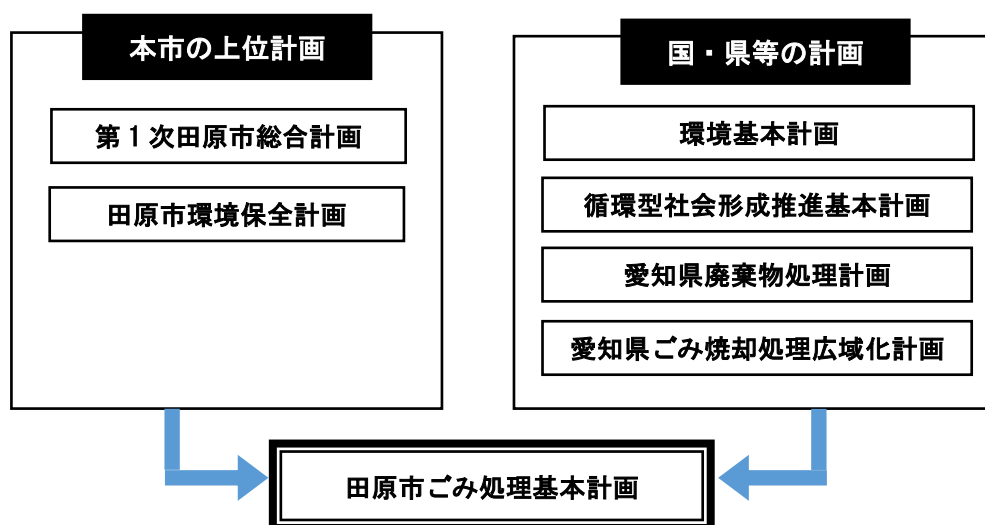


図 1-1 本計画の位置付け

第3節 計画の期間

現行計画は、平成29年度から令和8年度の10年間を計画期間としており、今回、計画期間5年目の令和3年度に見直しを行うことから、本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度（2022年度から2026年度）までの5年間とします。

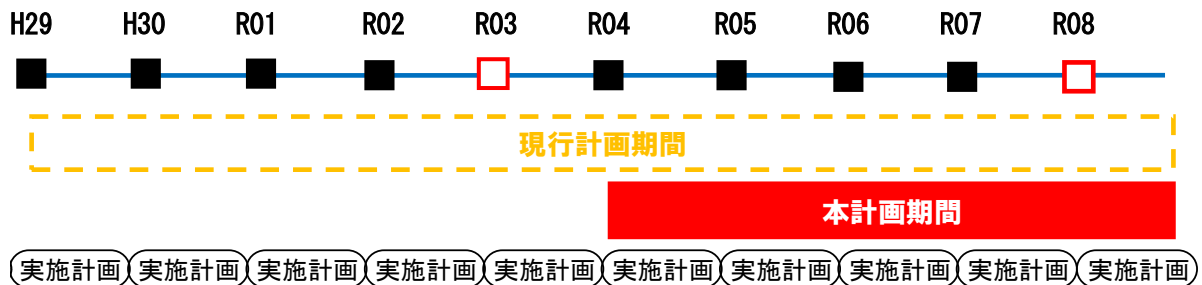
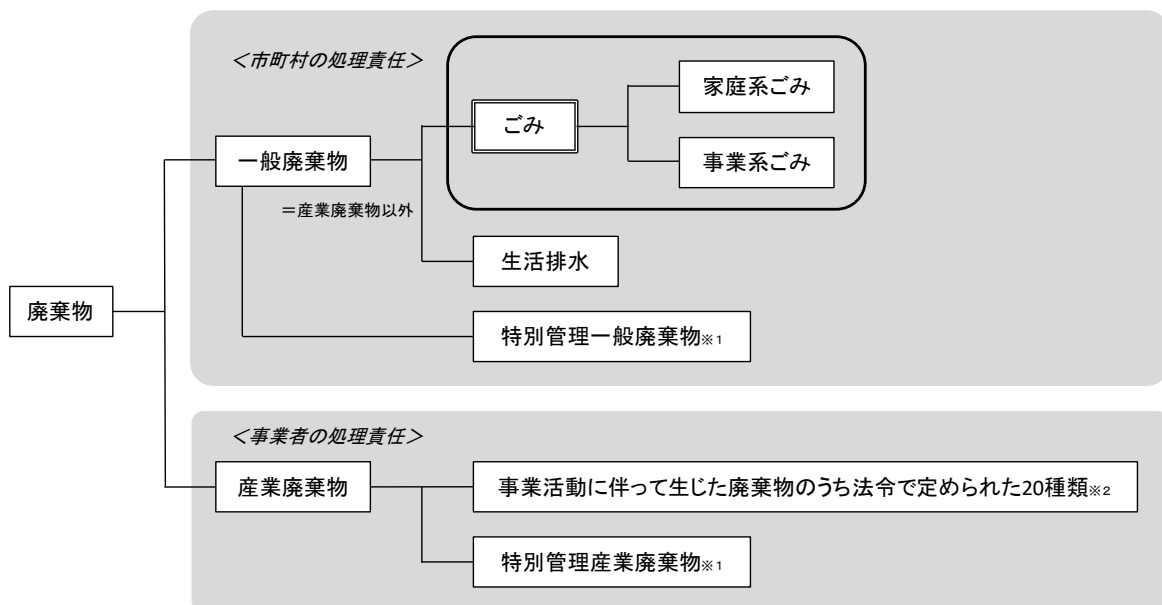


図 1-2 計画期間と見直しフロー

第4節 計画の範囲

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち「ごみ」とします。



※1: 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
 ※2: 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉢さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

図 1-3 廃棄物の区分

第 2 章 地域の概況

第 1 節 本市の概況

1 位置

愛知県の南端に位置し、北は風光明媚な三河湾、南は勇壮な太平洋、西は伊勢志摩を臨む伊勢湾と三方を海に囲まれた渥美半島のほぼ全域が市域となっています。海岸延長は約 100 キロメートルにおよび、唯一、東側を陸続きに豊橋市と接しています。

太平洋に沿い伊勢湾方面へ突き出した東西に細長く伸びる半島であり、東西延長は、約 30 キロメートル、南北延長は、約 10.1 キロメートル、行政面積は 191.11 平方キロメートルとなっています。

位置：東経 137 度 16 分 00 秒

北緯 34 度 39 分 56 秒

行政面積：191.11 平方キロメートル



2 自然

三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園に指定され、海と山に囲まれた美しい自然環境を有しており、中でも蔵王山、伊良湖岬、大石海岸（太平洋ロングビーチ）などは、大勢の観光客が訪れる景勝地となっています。

また、太平洋・三河湾といった特性の異なる二つの海に面しているなど多様な地理的条件を有していることから、多種多様な動植物が見られます。

表浜（太平洋）のアカウミガメ、三河湾のスナメリ、渥美半島を経路とするサシバ（鷹）の渡り、全国有数の渡り鳥の飛来地である汐川干潟、国指定のシデコブシや貴重種のハマボウなどの群生地、県指定天然記念物の黒河湿地に生息するハッチョウトンボなど、貴重な動植物の宝庫になっています。

気候は、太平洋の黒潮の影響で、年間を通じて温暖な気候となっていますが、海に突き出た半島特有の地形のため、年間を通じて大変風の強い地域となっています。

3 産業

産業別就業者の割合(平成27年国勢調査)は、第1次産業が29.6%、第2次産業が27.1%、第3次産業が39.6%となっています。

農業面は、昭和43年の豊川用水全面通水以来、飛躍的な発展を遂げ、農業産出額は、全国市町村第1位の849億円(平成30年)となっています。電照菊・ガーベラなどの花き、キャベツ・ブロッコリーなどの野菜、肉用牛・豚などを中心に、いずれも収益性の高い農業が営まれています。

工業面は、昭和39年の東三河工業整備特別地域の指定を契機に造成が進められた三河港臨海工業地帯田原地区に集積されており、製造品出荷額等は、愛知県の中で第5位の1兆8,856億円(令和元年工業統計調査(従業員4人以上))と全国でも有数の地域で、そのうちの大部分を輸送機械製造業が占めています。

観光面は、伊良湖岬をはじめとして、蔵王山、大石海岸(太平洋ロングビーチ)、サンテパーク田原など、半島という地理的特性と海・山の自然、歴史資源など観光資源が数多く分布しており、市内観光地点等入り込み客数は年間310万人(令和元年)に達しています。

このほか、水産業など個性豊かな産業、渥美半島という生活圏を対象とする商業などもあり、バランスの取れた地域です。

4 土地利用

土地利用面積の割合は、農地用が33%、森林が28%を占めており、宅地は12%となっています。

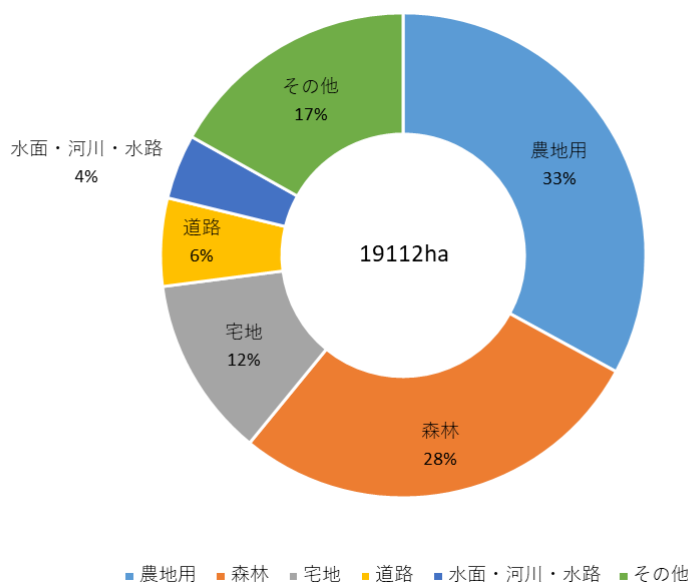
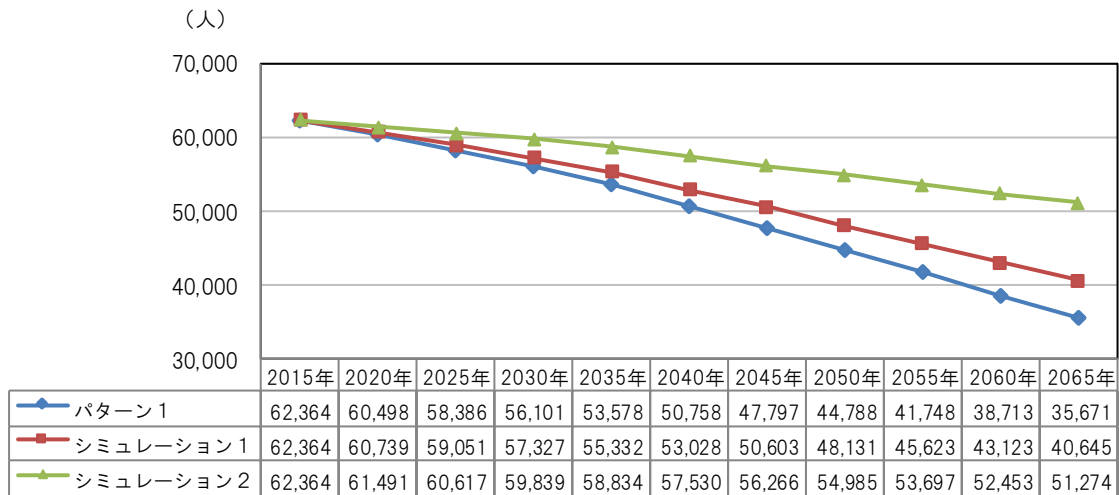


図 2-1 土地利用面積の割合 資料:2019年版土地に関する統計年報

5 人口

本市の人口は、減少傾向となっており、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計（図 2-2 パターン 1）を見ると、令和 7 年（2025 年）には 60,000 人を下回り 58,386 人まで減少すると推計されています。

■田原市の人口の自然増減・社会増減の影響度



- 【パターン1】 全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）。
原則として、2010 年から 2015 年の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、2040 年以降も継続すると仮定。
※社人研から公表された基礎データに基づき再計算しており、端数処理等の関係で、「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」とは、若干数値が異なる
- 【シミュレーション1】 将来人口推計における社人研推計準拠（パターン1）において、合計特殊出生率が 2030 年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定。
- 【シミュレーション2】 シミュレーション1かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定。

図 2-2 田原市の人口の自然増減・社会増減の影響度 資料：田原市人口ビジョン

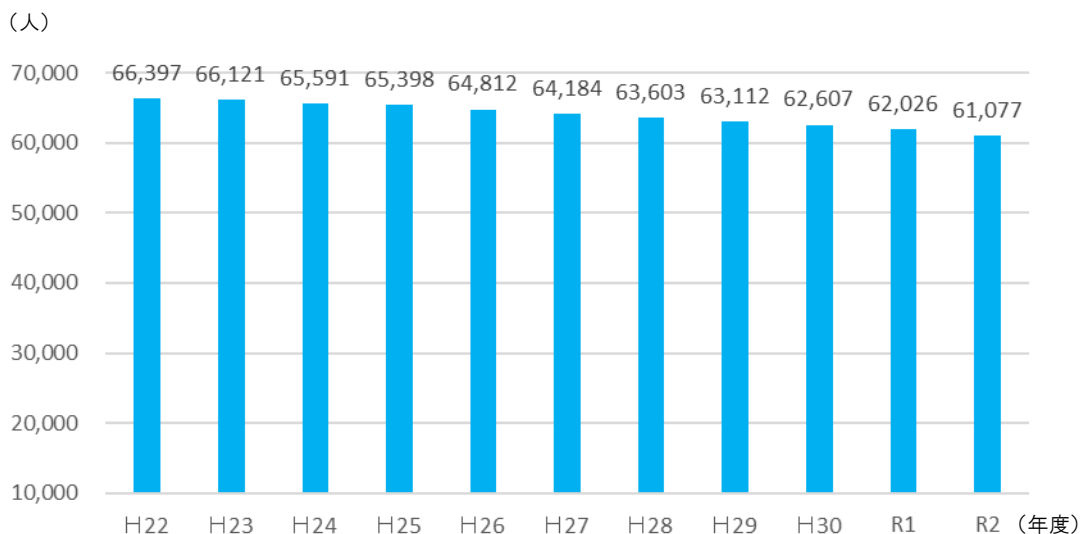


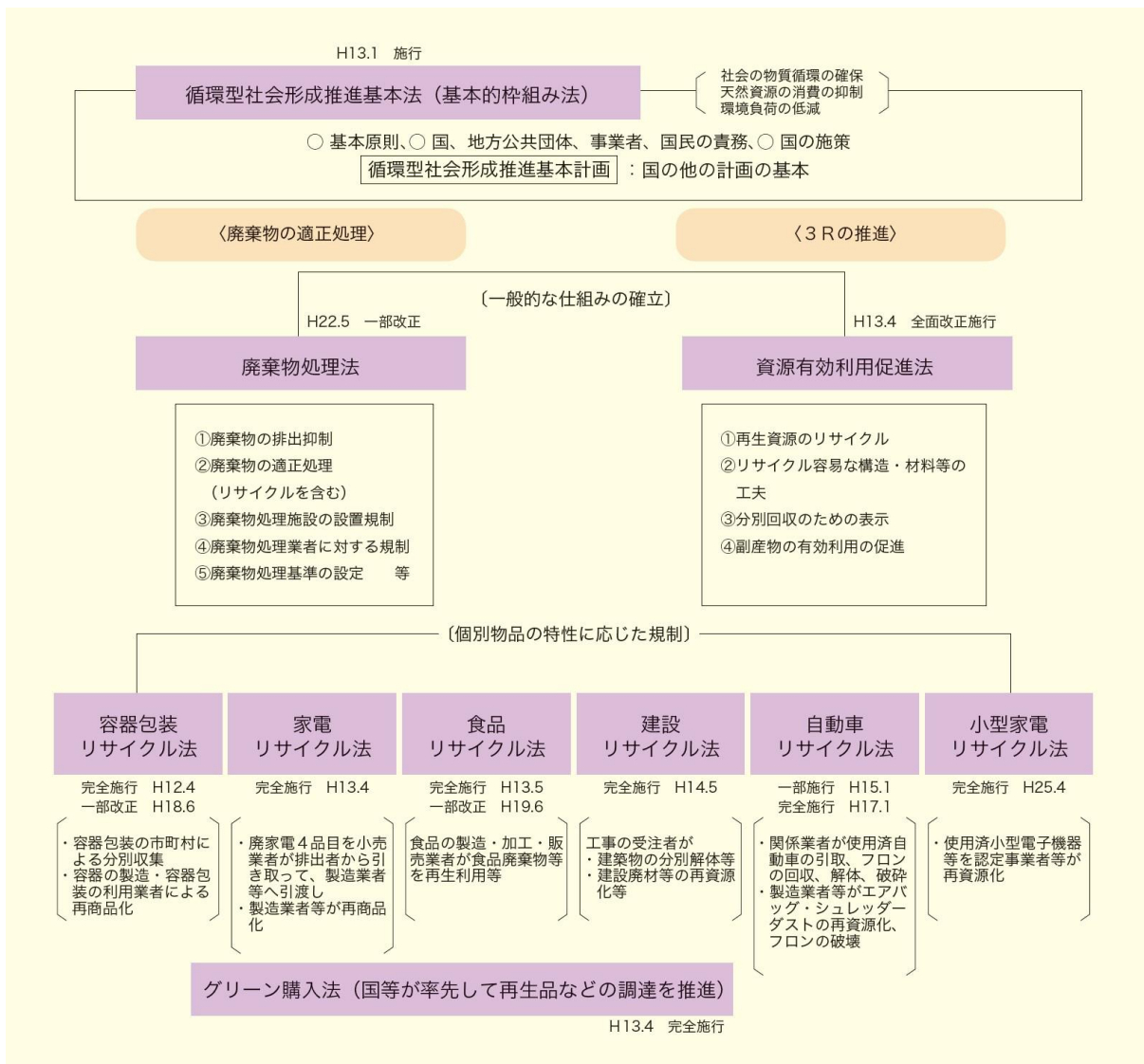
図 2-3 人口（住民基本台帳 10 月 1 日現在）

第3章 ごみ処理環境の動向

第1節 国・県のごみ処理行政の動向

1 循環型社会形成に係る法体系

平成3年の「再生資源利用促進法（改正されて資源有効利用促進法）」の施行以来の10数年にわたる廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の促進についての経験と施策を踏まえ、法律の整備が体系的に進められています。平成18年6月には「容器包装リサイクル法」、平成19年6月には「食品リサイクル法」がそれぞれ改正され、平成25年4月には「小型家電リサイクル法」が施行されました。



資料：資源循環ハンドブック 2019 法制度と3Rの動向

図3-1 循環型社会の形成の推進のための施策体系

2 県の廃棄物に関する計画

(1) 愛知県廃棄物処理計画

策定機関	愛知県
策定時期	平成 29 年 3 月
計画期間	平成 29 年度～平成 33 年度
概要	<p>産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、昭和 48 年に第一次愛知県産業廃棄物処理計画を策定して以来、9 次にわたり計画を策定し、施策を推進してきました。</p> <p>前計画期間（平成 24～28 年度）においては、循環型社会の形成を目指し、3R の促進を始め、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を活かした循環ビジネスの促進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも排出量や最終処分量の削減など一定の成果を上げることができました。</p> <p>一方、こうした状況の中で、以下のような課題も浮上してきています。</p> <p>①一般廃棄物の再生利用率が下降するなど、一部の指標で減量化の動きに減速傾向</p> <p>②食品廃棄物の不正転売事案を受けた再発防止策など、排出事業者による適正処理の徹底、監視指導体制の見直し・強化</p> <p>③大規模災害の発生に対する備えとして、「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づく、災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>こうした本県廃棄物行政を巡る今日的な課題を踏まえつつ、循環型社会の構築を目指し、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定するものです。</p> <p>○一般廃棄物の減量化目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500g とする。 ・廃棄物の排出量について、平成 26 年度に対して約 6%削減する。 ・再生利用率について、平成 26 年度の約 22%から約 23%に増加する。 ・最終処分量について、平成 26 年度に対して約 7%削減する。

(2) 愛知県ごみ処理広域化・集約化計画

策定機関	愛知県																																																																																																
策定時期	令和 3 年 11 月																																																																																																
計画期間	2021 年度～2030 年度																																																																																																
概要	<p>○施設整備の考え方</p> <p><ごみ焼却施設の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね 300 t/日以上のごみ焼却施設の設置を目指すこととする。 <p><粗大ごみ処理施設の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の併設を検討し、効率的な運営を図る。 ・広域ブロックを基本に、ごみ焼却施設の統合等に合わせ、粗大ごみ処理施設の集約化を目指す。 <p>(13) 豊橋田原ブロック ※施設整備計画</p> <p>2027 年度に豊橋市資源化センター（焼却施設 1・2 号炉）同（3 号炉）と田原リサイクルセンター炭生館を統合し、1 施設による処理体制を目指す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">処理能力 (t/日)</th> <th rowspan="2">供用開始年度</th> <th colspan="10">各年度の施設供用状況 (数値は供用年数)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> <th>2030</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊橋市資源化センター (焼却施設3号炉)</td> <td>豊橋市</td> <td>150</td> <td>1991</td> <td>31</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>34</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>豊橋市資源化センター (焼却施設1・2号炉)</td> <td>豊橋市</td> <td>400</td> <td>2002</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>田原リサイクルセンター炭生館</td> <td>田原市</td> <td>60</td> <td>2005</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2025年度に施設を廃止 2025、2026 年度は豊橋市の施設で処理予定</td> </tr> <tr> <td>(統合) 新ごみ処理施設</td> <td>—</td> <td>417</td> <td>2027</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> <td>2027年度に3施設を統合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 供用開始から30年を超える供用期間(実線)は豊橋市の想定により作成</p>	施設名	事業主体	処理能力 (t/日)	供用開始年度	各年度の施設供用状況 (数値は供用年数)										備考	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	豊橋市資源化センター (焼却施設3号炉)	豊橋市	150	1991	31	32	33	34	35	36	●							※	豊橋市資源化センター (焼却施設1・2号炉)	豊橋市	400	2002	20	21	22	23	24	25	●								田原リサイクルセンター炭生館	田原市	60	2005	17	18	19	20	21	22	●							2025年度に施設を廃止 2025、2026 年度は豊橋市の施設で処理予定	(統合) 新ごみ処理施設	—	417	2027								1	2	3	4		2027年度に3施設を統合
施設名	事業主体					処理能力 (t/日)	供用開始年度	各年度の施設供用状況 (数値は供用年数)										備考																																																																															
		2021	2022	2023	2024			2025	2026	2027	2028	2029	2030																																																																																				
豊橋市資源化センター (焼却施設3号炉)	豊橋市	150	1991	31	32	33	34	35	36	●							※																																																																																
豊橋市資源化センター (焼却施設1・2号炉)	豊橋市	400	2002	20	21	22	23	24	25	●																																																																																							
田原リサイクルセンター炭生館	田原市	60	2005	17	18	19	20	21	22	●							2025年度に施設を廃止 2025、2026 年度は豊橋市の施設で処理予定																																																																																
(統合) 新ごみ処理施設	—	417	2027								1	2	3	4		2027年度に3施設を統合																																																																																	

第2節 近隣市町村の動向

『第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画』（平成21年3月愛知県）において、広域化が計画づけられている豊橋市との処理処分施設の設置状況を整理します。

表3-1 焼却施設及びごみ燃料化施設

地方公共団体名	施設名称	焼却対象物	施設の種類	処理方式	炉形式	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始年度
豊橋市	豊橋市資源化センター	可燃ごみ	焼却	ストーク式(可動)	全連続運転	150	1	H3
	豊橋市資源化センター ごみ処理施設	可燃ごみ、その他、ごみ処理残渣、し尿処理残渣	ガス化溶融・改質	回転式	全連続運転	400	2	H14
	豊橋市バイオマス利活用センター	生ごみ(厨芥類)	メタン化	—	—	59	—	H29
田原市	田原リサイクルセンター 炭生館	可燃ごみ、粗大ごみ	炭化	流動床式	全連続運転	60	2	H17

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(令和元年度)環境省、豊橋市

表3-2 粗大ごみ処理施設

地方公共団体名	施設名称	施設区分	処理対象廃棄物	処理内容	処理能力 (t/日)	使用開始年度
豊橋市	豊橋市資源リサイクルセンター	容器包装リサイクル推進施設	金属類、ガラス類、ペットボトル	選別、圧縮・梱包	49.2	H2
	豊橋市プラスチックリサイクルセンター	容器包装リサイクル推進施設	ペットボトル、プラスチック	選別、圧縮・梱包	29.0	H17
	豊橋市資源化センター(剪定枝チップ化施設)	その他	剪定枝	破碎・粉砕	10	H24

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(令和元年度)環境省

表3-3 資源化等施設

地方公共団体名	施設名称	施設区分	処理対象廃棄物	処理内容	処理能力 (t/日)	使用開始年度
豊橋市	豊橋市資源リサイクルセンター	容器包装リサイクル推進施設	金属類、ガラス類、ペットボトル	選別、圧縮・梱包	49.2	H2
	豊橋市プラスチックリサイクルセンター	容器包装リサイクル推進施設	ペットボトル、プラスチック	選別、圧縮・梱包	29.0	H17
	豊橋市資源化センター(剪定枝チップ化施設)	その他	剪定枝	破碎・粉砕	10	H24

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(令和元年度)環境省

表3-4 リユース・リペア施設

地方公共団体名	施設名称	リユース・リペアの内容	面積 (㎡)	使用開始年度
豊橋市	リサイクル工房	修理、展示、販売、譲渡	646	H21

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(令和元年度)環境省

表3-5 最終処分場

地方公共団体名	施設名称	処理対象物	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (m ³)	埋立開始年度	残余容量 (m ³)
豊橋市	豊橋市廃棄物最終処分場(高塚2工区)	焼却残渣(主灰)、溶融飛灰、可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、その他、焼却残渣(飛灰)、溶融スラグ、破碎ごみ・処理残渣、粗大ごみ	138,944	1,588,000	H4	138,116
	豊橋市廃棄物最終処分場(高塚1工区)	溶融飛灰、焼却残渣(飛灰)、溶融スラグ	25,000	262,000	H23	240,696
田原市	田原市赤羽根環境センター(最終処分場)	不燃ごみ	3,900	12,200	H6	5,032
	田原市渥美最終処分場	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ	44,080	150,500	H7	95,551
	田原市第二東部最終処分場	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、焼却残渣(飛灰)	6,900	40,600	H19	31,015

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(令和元年度)環境省

第3節 豊橋田原ごみ処理広域化

本市と豊橋市は、国の通知及び「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえて策定した「豊橋田原ごみ処理広域化計画」に基づき、財政負担の軽減、資源エネルギー回収、環境負荷の低減を図るため、広域ごみ処理施設の整備事業を推進してきました。

その結果、広域ごみ処理施設は豊橋市内に整備することとし、焼却処理施設は令和9年度の稼働、粗大ごみ処理施設は令和13年度の稼働を予定しています。

稼働時期が当初のスケジュールから延長したため、炭生館の老朽化等（建築から20年経過）により大規模な修繕が必要となることから、令和7年度から既存の豊橋の焼却処理施設に可燃ごみを搬入し、生ごみを豊橋市バイオマス利活用センターに搬入することでごみ処理広域化を開始することとしました。豊橋市バイオマス利活用センターは、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥、生ごみをメタン発酵処理してガス発電のエネルギーとして利活用し、また、温室効果ガスの削減にも貢献している施設です。本市の市民や事業者には、令和7年度から生ごみの分別をお願いすることとなり、今後、説明会等を実施していく予定です。

また、本市におきましては、交通渋滞の緩和や二酸化炭素の削減のため、令和6年度までにパッカー車等から大型車両に積み替えるためのごみ中継施設を市内に整備することとしています。

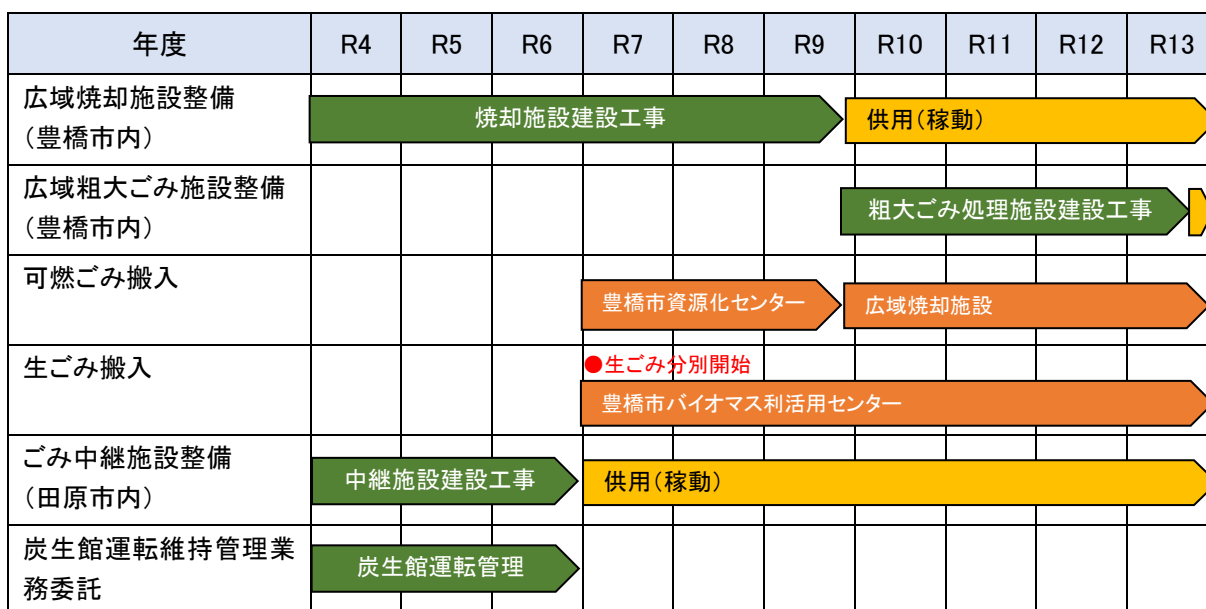


図3-2 豊橋田原ごみ処理広域化スケジュール

第4章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理行政の沿革

ごみの分別収集は、旧田原町で昭和61年4月から、旧赤羽根町で平成6年10月から、旧渥美町で昭和46年8月から開始しました。

現有の処理処分施設が稼働を開始した平成6年度頃からの沿革を整理します。

表4-1 ごみ処理行政の沿革

町名 年月	旧田原町	旧赤羽根町	旧渥美町
平成6年 3月		赤羽根町廃棄物減量等推進審議会設置	
" 4月	田原町埋立処分場開設		
" "	ごみ出し9分別へ拡充		
" 7月		分別収集及び環境センター稼働に関し地区別説明会	
" 9月		赤羽根町廃棄物処理及び再利用に関する条例制定	
" 10月		赤羽根町環境センター稼働	
" "		直接搬入ごみ(可燃、不燃)処理手数料徴収	
" "		分別収集開始 可燃ごみ【指定袋】、不燃ごみ【指定袋】、資源ごみ(空き缶・空きビン・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古着)、有害ごみ(蛍光灯・乾電池・水銀体温計)	
" 12月			一般廃棄物最終処分場土木工事完成
平成7年 3月		「明るい環境づくり推進協議会」の解散に伴い、生ごみ処理機と簡易焼却炉の設置の廃止	" 浸出水処理施設建設工事完成
" 4月			渥美町廃棄物の減量及び処理に関する条例制定
" 5月			最終処分場ごみ取扱について全地区説明会開催
" 7月			一般廃棄物最終処分場埋立開始(和地)
" "			廃棄物処理手数料徴収(不燃ごみ)
" "			豊島池埋立地閉鎖
平成8年 4月			資源物回収事業奨励金制度開始
" 7月	田原町廃棄物減量等推進員活動開始		
" 8月			空きビン色別(3区分)回収開始(29箇所=公民館等)
" 9月	片浜廃棄物最終処分場開設		
平成9年 3月	長田ごみ処分場閉鎖		
" 4月	電気生ごみ処理機設置事業補助金制度開始	全町ペットボトルステーション収集開始	全町ペットボトル回収開始(29箇所=公民館等)
" "	ごみの出し方10分別へ拡充(ペットボトル、牛乳パック追加)		
" 10月	焼却器設置事業補助金制度廃止		
平成10年 3月			簡易焼却炉購入補助事業廃止
" 4月	一般ごみ指定ごみ袋制実施(7月完全実施)	全町食品トレイステーション収集開始	
" "	簡易包装推進活動補助開始		
" 9月			小松野埋立地閉鎖
平成11年 4月		電気生ごみ処理機設置事業補助金制度開始	
平成12年 3月	リサイクルセンター(埋立処分地施設)埋立完了		全小学校空き缶回収廃止
" 4月	ごみの出し方12分別へ拡充(プラスチック容器類・白色トレイ追加)集団回収廃止		食品用トレイ回収開始(21店舗)
" "			電気生ごみ処理機購入補助事業開始
" "			資源ごみ分別指導員制度開始
" 5月			空き缶、空きビン、ペットボトル分別開始
" 8月	リサイクルプラザ開設		
平成13年 4月	簡易包装推進活動事業補助から補助金に変更		
平成14年 11月			渥美町清掃センター稼働休止
" 12月			もやせるごみ処理を豊橋市へ委託

平成15年	4月	PFI事業による(仮称)新リサイクルセンター整備事業開始	
"	8月	旧田原町に旧赤羽根町が合併	
平成16年	4月	プラスチック容器類の資源収集 アルミ缶・スチール缶の分別収集開始(赤羽根地区)	
"	8月		プラスチック容器類の資源回収に係る分別について全地区説明会開催
"	10月		プラスチック容器類回収開始(30箇所=公民館等)
平成17年	2月		平成17年度ごみ分別及び収集日の変更について全地区説明会開催
"	3月	リサイクルセンター炭生館完成	
"	"	旧リサイクルセンター稼働休止	もやせるごみ処理を豊橋市へ委託を廃止
"	"		資源物回収事業奨励金制度廃止
"	"		廃棄物処理手数料徴収廃止
"	4月	リサイクルセンター炭生館稼働	
"	"	もやせるごみをリサイクルセンター炭生館へ搬入	
"	"		有害ごみ、紙類・布類、白色トレイ回収開始(30箇所=公民館等)
"	10月	第二東部最終処分場建設工事着手	
"	"	旧田原市に旧渥美町が編入合併	
"	11月	渥美町清掃センター焼却処分場解体撤去工事着工	
平成18年	3月	東部最終処分場閉鎖	
"	4月	産業廃棄物処理手数料徴収	
"	9月	渥美町清掃センター焼却処分場解体撤去工事完了	
"	10月	渥美資源化センターストックヤード建設工事着工	
平成19年	3月	第二東部最終処分場建設工事完了・渥美資源化センターストックヤード建設工事完了	
"	4月	第二東部最終処分場開設・渥美資源化センターストックヤード開設	
"	"	事業系一般廃棄物処理手数料徴収開始	
平成21年	4月	レジ袋有料化(協定締結店舗)	
平成23年	7月	家庭用廃食用油回収事業開始	
平成25年	3月	赤羽根環境センター(焼却施設)稼働休止	
"	8月	リサイクルプラザ廃止	
平成26年	12月	使用済み小型家電拠点回収開始(パソコン回収を開始)	
平成27年	4月	紙類(雑がみ)の回収開始	
"	10月	プラスチック包装の回収開始	
平成28年	5月	羽毛布団資源化開始	
"	7月	家庭系ごみ有料化説明会開始	
平成30年	2月	家庭系ごみ有料化開始	
令和2年	7月	レジ袋有料化(全国一斉)	

第 2 節 分別区分と処理フロー

1 分別区分

令和 3 年度のごみの分別区分を示します。

表 4-2 ごみの分別区分

区 分		種 類	
収集 ごみ	もやせるごみ	生ごみ、資源にならない紙くず類、皮革製品など金属以外のもの(長辺が 30cm 四方以下のもの)	
	こわすごみ	プラスチック製品、カセットテープ、長靴など(長辺が 30cm 四方を超え 45ℓ の有料化指定ごみ袋に収まるもの)	
	埋めるごみ	割れガラス、陶器、ライターなど	
	資源 ごみ	紙類	新聞、雑誌(チラシ、紙箱、封筒、ハガキなどの雑がみを含む。)、ダンボール、紙バックなど
		布類	衣類(綿入りのものを除く。)、タオルなど
		空缶	飲食物、油等の空き缶(アルミ缶及びびすチール缶)
		小物金属	フライパン、やかんなど
		電化製品類	廃家電、時計、電池式おもちゃなど 小型家電
		発泡スチロール	発泡スチロール
		有害ごみ	乾電池、蛍光灯、電球など
		ガラスびん	飲食、調理用ガラスびんなど(透明、茶色、その他色びん)
		ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用、食酢・調味酢用、みりん風調味料用など
		プラマークごみ	プラマークの付いた容器及び包装
白色トレイ	トレイ		
収集 しない ごみ	直接 搬入 ごみ	粗大ごみ	布団、家具類、自転車類、金属製品、大型家電(家電 4 品目を除く。)など
		剪定枝木	枝木、竹など(畑、山林及び造成工事等により発生した枝木・竹を除く。)
		廃食用油	植物性油
		小型家電	携帯、パソコン等の個人情報を含むもの
		埋めるごみ	石綿含有廃棄物(スレート等)
	処理 不適 物	家電 4 品目	テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫及び洗濯機・衣類乾燥機
		オートバイ	オートバイ及び原動機付自転車
		廃油など	廃油(廃食用油以外)、塗料又は毒性のある薬品
		消火器	消火器
		FRP船	FRP船
		在宅医療廃棄物	注射器及び注射針
		処理困難物	自動車、農業用機械、農薬・薬品、廃タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、建設廃材など

2 ごみ処理フロー

もやせるごみは、田原リサイクルセンター（炭生館）で炭化処理し、生成された炭化物は、製鋼会社等へ販売しています。炭化処理後に発生する固化飛灰及び燃え殻は、第二東部最終処分場で埋立処分しています。

こわすごみは、東部資源化センター、赤羽根環境センター及び渥美資源化センターで可燃物、不燃物又は資源物に選別しています。可燃物は炭生館で炭化処理し、不燃物は赤羽根環境センター（最終処分場）及び渥美最終処分場で埋立処分し、資源物は再生処理業者に引渡し、資源化を行っています。

資源ごみは、資源回収業者又は再生処理業者に引渡し、資源化を行っています。

粗大ごみは、東部資源化センターで破碎後、炭生館で炭化処理をしています。

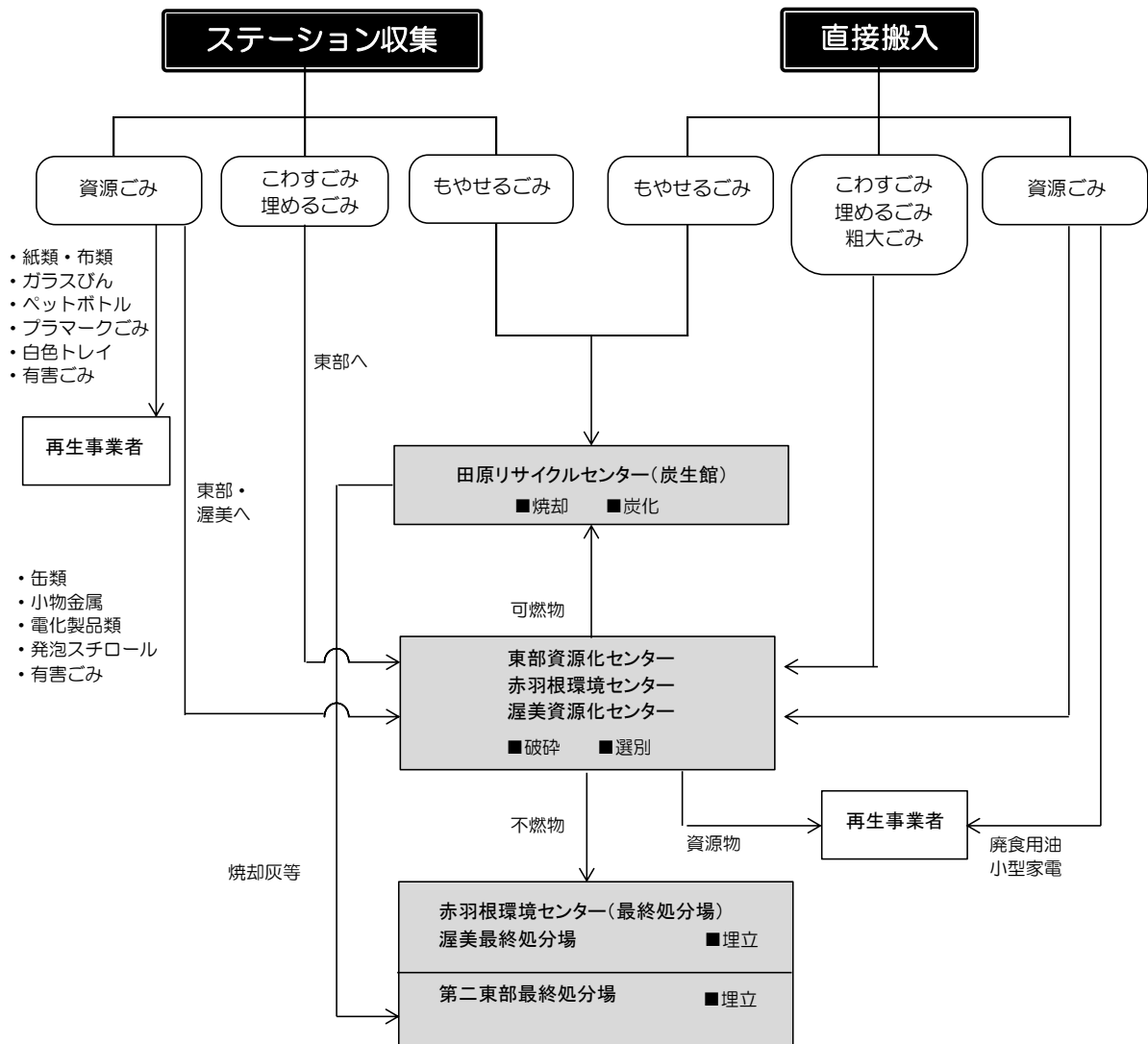


図 4-1 ごみ処理フロー

第3節 ごみ発生量の実績及びその性状

1 ごみの発生量

ごみの発生量の総量は、平成24年度まで減少傾向でしたが、平成25年度から平成27年度までは上昇傾向となり、その後、再度、平成28年度から減少傾向となっています。

全国と類似都市の一人一日あたりのごみ量の平均値は、近い数値で減少傾向にあり、すべての年度で本市を下回っています。本市のごみ量が多いのは、他市と比較して剪定枝木の受入量が多いことが要因と考えられます。

表4-3 ごみの発生量

(単位：t/年)

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
人	口(人)	66,397	66,121	65,591	65,398	64,382	64,184	63,174	63,112	62,607	62,026	
収集 ごみ	もやせるごみ	家庭系(委託)	9,680	11,011	11,282	11,472	11,479	11,248	10,758	10,208	9,620	9,704
		事業系(許可)	4,495	4,395	4,424	4,498	4,607	4,666	4,499	4,546	4,683	4,483
		合計	14,175	15,406	15,706	15,970	16,086	15,914	15,257	14,754	14,303	14,187
	埋めるごみ	家庭系(委託)	174	241	153	163	185	198	157	189	416	158
		家庭系(許可)	14	117	74	79	90	96	76	92	202	77
		事業系(許可)	52	30	19	20	23	24	20	24	52	20
		合計	240	388	246	262	298	318	253	305	670	255
	資源ごみ類	家庭系(委託)	2,427	2,197	2,167	2,007	1,939	1,856	1,936	1,983	1,977	1,874
		家庭系(許可)	358	336	339	318	330	410	398	501	472	502
		事業系(許可)	1,350	1,268	1,275	1,199	1,244	1,208	1,102	1,153	1,045	1,084
合計		4,135	3,801	3,781	3,524	3,513	3,474	3,436	3,637	3,494	3,460	
	計	18,550	19,595	19,733	19,756	19,897	19,706	18,946	18,696	18,467	17,902	
直接 搬入 ごみ	もやせるごみ	家庭系(直搬)	2,369	1,270	1,364	1,431	1,401	1,455	1,270	1,421	1,262	1,192
		事業系(直搬)	533	462	307	511	537	554	605	652	551	544
		合計	2,902	1,732	1,671	1,942	1,938	2,009	1,875	2,073	1,813	1,736
	埋めるごみ	家庭系(直搬)	113	249	156	167	189	203	162	194	427	163
		事業系(直搬)	43	95	60	65	73	78	62	75	164	62
		合計	156	344	216	232	262	281	224	269	591	225
	資源ごみ類	家庭系(直搬)	3,106	3,021	2,651	2,481	2,911	2,282	2,748	2,852	2,964	2,090
		事業系(直搬)	650	633	555	519	609	1,333	1,789	1,489	1,333	1,936
		合計	3,756	3,654	3,206	3,000	3,520	3,615	4,537	4,341	4,297	4,026
		計	6,814	5,730	5,093	5,174	5,720	5,905	6,636	6,683	6,701	5,987
	総計	25,364	25,325	24,826	24,930	25,617	25,611	25,582	25,379	25,168	23,889	
	一人一日あたりごみ量(g/人・日)	1,047	1,046	1,037	1,044	1,090	1,090	1,109	1,102	1,101	1,052	

注1) 直接搬入ごみである粗大ごみ等は、中間処理後に「もやせるごみ」、「埋めるごみ」、「資源ごみ類」に含めています。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

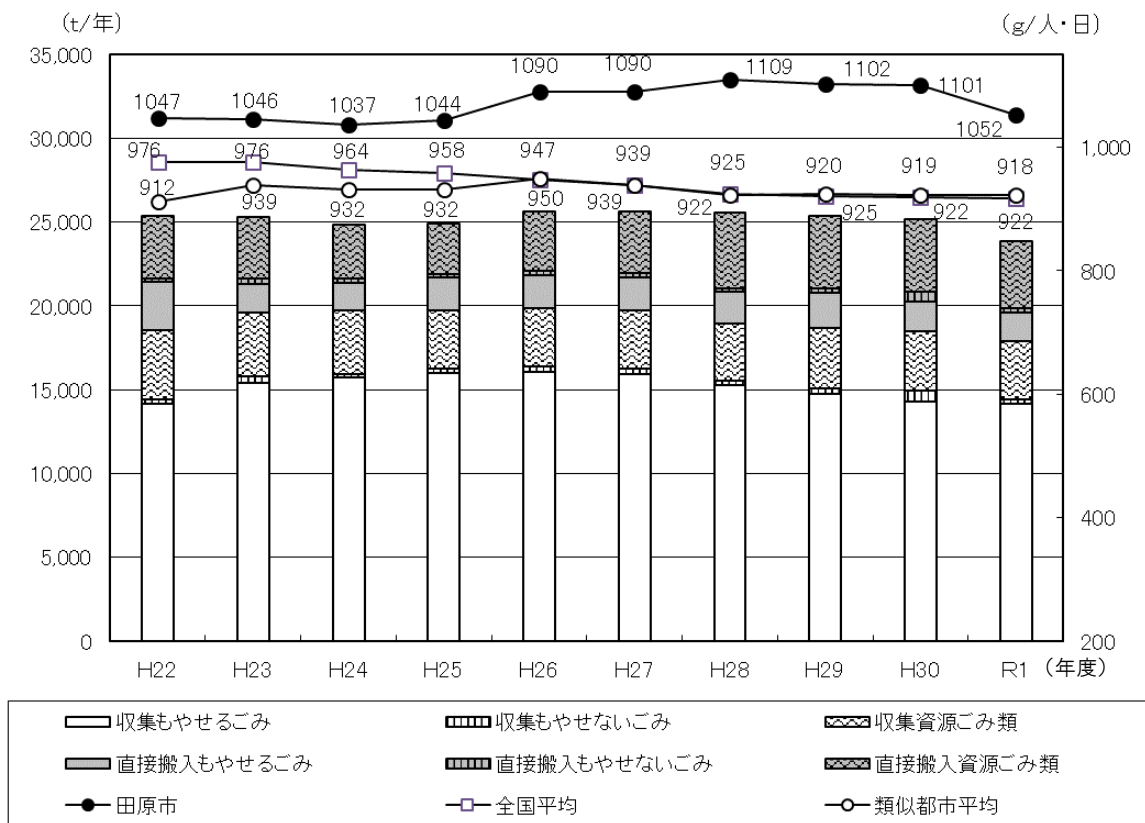


図 4-2 ごみの発生量の推移

2 ごみの性状

可燃ごみ（もやせるごみ）の組成分析は、市街化区域内、集合住宅地域、農村地域で採取した結果の平均値を示しています。生ごみと紙類で75%以上を占めています。

表 4-4 組成分析結果 重量比

平成 29 年度					令和 2 年度				
大分類	中分類	細分類		全平均値%	大分類	中分類	細分類		全平均値%
1 生ごみ	資源化可能	調理くず	1	30.80	1 生ごみ	資源化不可能	調理くず	1	27.44
		食べ残し	2	3.23			食べ残し	2	3.94
		未利用品	3	2.99			未利用品	3	3.97
		未開封品	4	2.81			未開封品	4	2.17
		その他	5	0.04			その他	5	0.02
2 紙類	資源化可能	新聞紙	6	1.31	2 紙類	資源化可能	新聞紙	6	0.92
		雑誌	7	3.72			雑誌	7	4.02
		ダンボール	8	0.61			ダンボール	8	0.74
		雑紙	9	7.39			雑紙	9	5.43
	資源化不可能	紙おむつ	10	15.58		資源化不可能	紙おむつ	10	13.49
		シュレッダー紙	11	0.03			シュレッダー紙	11	0.14
		その他	12	7.62			その他	12	14.04
3 プラスチック類	資源化可能	ペットボトル	13	0.35	3 プラスチック類	資源化可能	ペットボトル	13	0.55
		プラスチック製容器	14	3.17			プラスチック製容器	14	2.95
		プラスチック製容器包装	15	4.58			プラスチック製容器包装	15	3.06
		発泡白色トレイ	16	0.11			発泡白色トレイ	16	0.10
		発泡着色	17	0.12			発泡着色	17	0.08
		エア―緩衝材	18	0.07			エア―緩衝材	18	0.10
		発泡スチロール	19	0.02			発泡スチロール	19	0.39
		レジ袋	20	1.32			レジ袋	20	1.15
		その他	21	0.00			その他	21	0.00
		資源化不可能	容器包装	22			2.85	資源化不可能	容器包装
	容器包装以外		23	1.27		容器包装以外	23		2.24
4 草・木類		剪定枝葉	24	2.01	4 草・木類		剪定枝葉	24	2.19
		土	25	0.04			土	25	0.64
		その他	26	0.64			その他	26	0.53
5 繊維類	資源化可能		27	1.30	5 繊維類	資源化可能		27	0.77
	資源化不可能		28	1.86		資源化不可能		28	1.62
6 ゴム・皮製品類			29	1.49	6 ゴム・皮製品類			29	0.94
7 貝(薄い殻)・骨類			30	0.27	7 貝(薄い殻)・骨類			30	0.19
8 貝(厚い殻)			31	0.01	8 貝(厚い殻)			31	0.07
9 ガラス類 びん類			32	0.12	9 ガラス類 びん類			32	0.17
10 割れガラス・陶器類			33	0.01	10 割れガラス・陶器類			33	0.02
11 金属類	缶類		34	0.09	11 金属類	缶類		34	0.09
		スプレー缶	35	0.01			スプレー缶	35	0.02
		他の金属類	36	0.15			他の金属類	36	0.15
12 家電製品			37	0.02	12 家電製品			37	0.08
13 有害ごみ			38	0.02	13 有害ごみ			38	0.02
14 引き取れないごみ			39	0.00	14 埋めるごみ(分けて埋めるごみ)			39	0.00
15 その他			40	2.00	15 その他			40	1.76
合計				100.00	合計				100.00

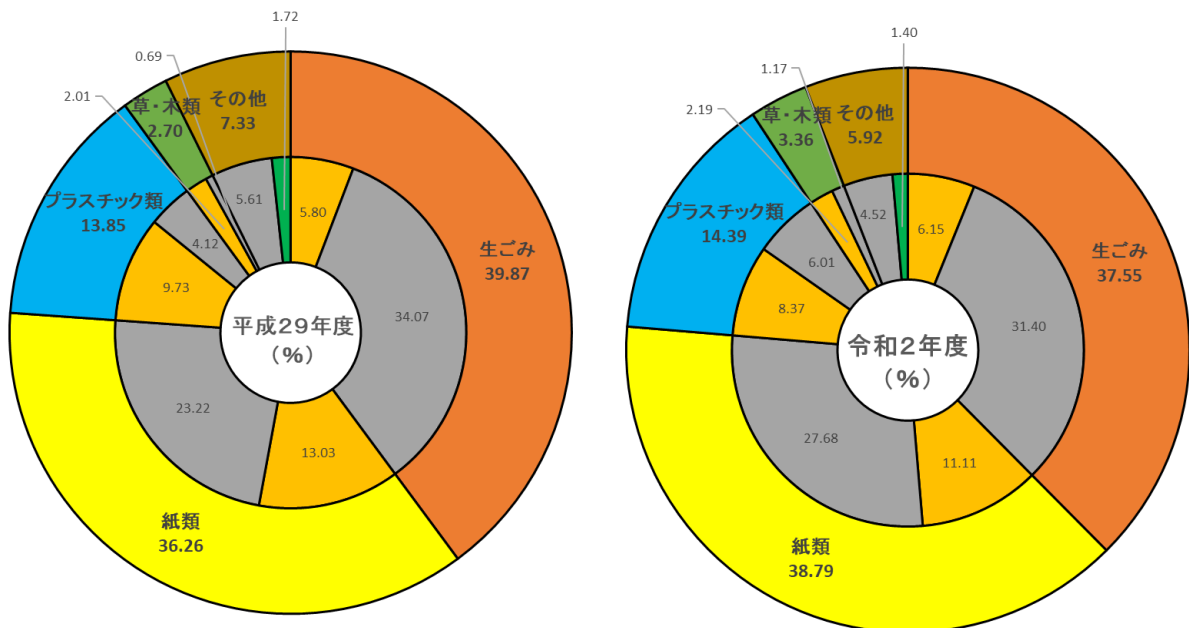


図 4-3 組成分析結果 重量比

■「資源化可能」 ■「資源化不可能」 ■その他「その他」

第4節 ごみ減量化・再生利用の実績

ごみの減量化・再生利用のために、現在行政が取り組んでいる事項及び実績を以下に示します。

(1) 資源回収量

紙類、布類、空缶(アルミ・スチール)、小物金属(鉄・非鉄)、有害ごみ、ガラスびん、ペットボトル、プラマークごみ、白色トレイ、剪定枝木、廃食用油を分別収集等し、各々の処理業者において再資源化を行っています。もやせるごみ及び中間処理後の可燃物は、田原リサイクルセンター〈炭生館〉で処理し、処理後の炭化物は資源として回収しています。

表 4-5 資源回収量

(単位:t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
紙類	2,035.42	1,992.27	1,860.03	1,740.08	1,628.88	1,584.27	1,615.59	1,699.43	1,603.04	1,528.00
布類	435.77	445.83	440.33	448.48	446.13	458.64	438.20	506.18	445.47	457.51
空缶	264.00	201.98	245.37	196.16	217.09	211.18	204.12	193.46	445.47	189.30
小物金属	578.21	456.07	580.86	458.97	574.81	605.34	589.21	607.50	583.32	580.56
有害ごみ	40.20	33.98	38.34	36.30	39.48	33.92	41.81	31.99	34.82	32.97
ガラスびん	568.26	530.32	462.75	460.05	452.26	439.68	363.01	343.19	317.44	322.41
ペットボトル	209.00	195.67	193.96	207.75	194.67	190.26	192.21	201.15	195.86	192.90
プラマークごみ	172.40	166.31	160.82	159.89	154.62	151.23	207.35	304.32	365.30	355.26
白色トレイ	5.60	5.44	4.89	5.54	5.70	4.83	4.74	5.63	5.82	5.15
剪定枝木	3,568.02	3,407.57	2,990.57	2,801.25	3,308.24	3,397.80	4,306.48	4,070.82	4,091.55	3,807.05
廃食用油	-	1.50	3.54	4.13	5.14	5.69	5.91	5.44	6.75	6.69
その他	14.52	19.44	4.60	5.34	5.54	5.43	4.14	8.27	9.70	9.76
小計	7,891.40	7,456.37	6,986.05	6,523.93	7,032.56	7,088.26	7,972.76	7,977.37	7,791.47	7,487.56
炭化物	781.19	955.88	877.19	839.38	828.06	771.06	713.57	771.03	620.88	749.85
合計	8,672.59	8,412.25	7,863.24	7,363.31	7,860.62	7,859.32	8,686.33	8,748.40	8,412.35	8,237.41

資料: 廃棄物対策課

再生利用率は次に示す算出式の数値です。再生利用率＝資源回収量／ごみ総排出量

表 4-6 再生利用率

(単位:t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	25,364	25,325	24,826	24,930	25,617	25,611	25,582	25,379	25,168	23,889
資源回収量	8,672.59	8,412.25	7,863.24	7,363.31	7,860.62	7,859.32	8,686.33	8,748.40	8,412.35	8,266.96
再生利用率(%)	34.2%	33.2%	31.7%	29.5%	30.7%	30.7%	34.0%	34.5%	33.4%	34.6%

資料: 廃棄物対策課

(2) 生ごみの堆肥化

家庭から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理容器等を設置した家庭に市から補助金を支給しています。

表 4-7 生ごみ処理容器等の設置基数

(単位:台)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生ごみ処理容器	11	12	27	15	10	11	37	27	31	20	26
電気生ごみ処理機	11	3	4	7	6	7	13	22	26	6	21

資料: 廃棄物対策課

第5節 ごみ処理の実績

1 収集・運搬

収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法により家庭から排出された一般廃棄物を収集対象としています。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入若しくは、許可業者により収集されたものを受け入れています。

表 4-8 収集方式等（令和3年度）

区分		収集場所	収集頻度	収集運搬体制
もやせるごみ		ごみステーション	週2回	委託
こわすごみ				
埋めるごみ				
資源ごみ類	紙類			
	布類			
	空缶			
	小物金属			
	電化製品類			
	発砲スチロール			
	有害ごみ			
	ガラスびん			
	ペットボトル			
	プラマークごみ			
白色トレイ	隔週			
廃食用油		公共施設、店舗	週1回	委託(拠点回収)

資料：廃棄物対策課

表 4-9 収集・運搬量

(単位:t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
もやせるごみ	9,680.32	11,010.85	11,281.60	11,471.75	11,478.93	11,247.72	10,757.62	10,207.54	9,620.10	9,703.70
埋めるごみ	174.00	241.37	152.51	162.95	184.91	197.74	157.29	189.03	416.30	158.43
紙類	1,014.39	951.71	895.93	826.98	708.47	677.77	749.43	793.22	778.39	686.49
布類	175.83	172.05	164.80	162.57	141.22	141.90	142.24	162.66	152.81	146.15
空缶	172.73	132.15	161.94	128.35	142.05	139.70	140.82	120.11	112.72	116.03
小物金属	358.49	282.76	360.13	284.56	356.38	332.56	305.25	218.76	201.23	211.03
有害ごみ	26.53	22.43	25.30	23.96	26.06	22.39	27.59	21.11	22.98	21.76
ガラスびん	360.76	332.57	267.31	261.32	255.95	241.93	220.19	205.06	197.52	196.56
ペットボトル	165.50	150.97	144.37	167.05	158.19	153.71	154.58	169.36	166.80	161.84
プラスチック容器類	144.95	141.11	136.30	139.63	136.59	132.40	183.07	276.82	330.10	317.81
白色トレイ	5.09	4.95	5.08	5.07	5.23	4.37	4.22	5.19	5.39	4.69
廃食用油	-	1.50	3.54	4.13	5.14	5.69	5.91	5.44	6.75	6.69
その他	2.99	5.86	2.71	3.14	3.26	3.20	2.44	4.87	2.43	4.83
計	12,281.56	13,450.28	13,601.53	13,641.46	13,602.36	13,301.06	12,850.65	12,379.16	12,013.53	11,736.01

資料：廃棄物対策課

2 中間処理

(1) 可燃ごみの処理施設

赤羽根環境センター（焼却施設）は、平成 6 年度に稼動を開始していましたが、老朽化等により平成 25 年度から休止しています。

田原リサイクルセンター（炭生館）は、P F I 方式による特別目的会社（S P C）が施設の設計・建設を行うとともに平成 17 年 4 月から運営管理し、市内から搬入される一般廃棄物のうち「もやせるごみ」を処理して炭化物を製造していましたが、令和 2 年度からは市の施設となり、運転・管理を令和 6 年まで長期包括委託しています。

表 4-10 可燃ごみの処理施設概要

施設名	赤羽根環境センター(焼却施設)	田原リサイクルセンター(炭生館)
施設の種類	焼却	炭化
処理方式	ストーカ式(可動)	流動床
炉形式	バッチ運転	全連続運転
処理能力	5t/日	60t/日
使用開始年度	平成 6 年度(平成 25 年度休止)	平成 17 年度

資料：令和元年度 一般廃棄物処理事業実態調査（令和 3 年 3 月 愛知県）

表 4-11(1) 赤羽根環境センター（焼却施設）の搬入搬出量

(単位:t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
搬入量	795.90	811.12	750.74			
搬出量	焼却処理残渣(主灰)	181.25	202.64	208.51		
	焼却処理残渣(飛灰)	39.47	56.83	53.67		
	計	220.72	259.47	262.17		

資料：廃棄物対策課

表 4-11(2) 田原リサイクルセンター（炭生館）の搬入搬出量

(単位:t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
搬入量	17,568.77	17,175.85	17,613.49	17,912.00	18,023.66	17,923.26	17,130.74	16,826.62	16,115.78	15,922.41	
搬出量	炭化物	781.19	955.88	877.19	839.38	828.06	771.06	713.57	771.03	620.88	749.85
	鉄	31.88	30.30	30.77	35.26	33.50	31.68	33.41	27.37	31.49	30.55
	アルミ	3.12	1.45	1.24	0.39	0.18	0.00	0.18	0.00	0.00	0.22
	燃え殻	433.66	396.04	433.99	402.60	423.10	415.91	383.95	369.87	327.69	400.40
	固化飛灰	691.54	681.64	634.57	696.48	734.67	755.71	711.74	691.81	690.16	1,174.13
	計	1,941.39	2,065.31	1,977.76	1,974.11	2,019.51	1,974.36	1,842.85	1,860.08	1,670.22	2,355.15

資料：廃棄物対策課

(2) 可燃ごみ以外の処理施設

東部資源化センター、赤羽根環境センター及び渥美資源化センターは、資源ごみ類及び粗大ごみを分別・回収する施設です。資源ごみ類は種類ごとに分別しリサイクル業者へと運ばれます。また、東部資源化センターは、粗大ごみ・こわすごみ等を前処理施設（破砕機）による減容化や、手分別による選別で資源を回収したのち、もやせる材質のものは田原リサイクルセンター（炭生館）へ運ばれ炭化処理されます。

表 4-12 可燃ごみ以外の処理施設の概要

施設名	東部資源化センター	赤羽根環境センター	渥美資源化センター
処理能力	破砕・圧縮施設 15t/5h ストックヤード 162m ²	ストックヤード 156m ²	ストックヤード 346m ²
使用開始年度	平成 6 年度	平成 6 年度	平成 19 年度

資料：廃棄物対策課

表 4-13(1) 東部資源化センターの処理量

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
処 理 量	可燃物	1,178.75	1,236.00	1,218.37	1,236.24	1,220.79	1,277.11	1,082.09	1,184.22	1,047.14	986.16
	不燃物	202.33	205.79	212.31	202.21	189.07	190.50	145.65	173.06	188.97	177.20
	資源物	1,419.55	1,287.18	1,322.55	1,160.86	1,234.64	1,232.85	1,117.75	1,108.53	1,013.31	1,059.50

資料：廃棄物対策課

表 4-13(2) 赤羽根環境センターの処理量

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
処 理 量	可燃物	789.97	738.15	786.11	186.52	178.52	177.58	187.50	220.02	192.94	206.96
	不燃物	21.44	106.13	102.38	115.52	104.14	92.94	88.41	73.65	151.14	73.04
	資源物	3,895.50	3,738.77	3,296.17	3,130.33	3,678.85	3,756.41	4,680.31	4,459.31	4,447.33	4,190.51

資料：廃棄物対策課

表 4-13(3) 渥美資源化センターの処理量

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
処 理 量	可燃物	291.96	287.88	322.01	296.60	307.30	343.85	326.26	435.49	396.03	385.26
	不燃物	171.37	419.51	147.48	176.07	267.11	315.77	242.57	326.10	921.41	229.85
	資源物	702.17	670.99	716.33	670.58	707.01	748.98	719.98	802.69	696.72	721.55

資料：廃棄物対策課

3 最終処分

本計画が対象とする最終処分場は、赤羽根環境センター（最終処分場）、渥美最終処分場、第二東部最終処分場の3箇所になります。

表 4-14 最終処分場の概要

施設名	赤羽根環境センター (最終処分場)	渥美最終処分場	第二東部最終処分場
埋立地面積	3,900 m ²	44,080 m ²	6,900 m ²
全体容量	12,200 m ³	150,500 m ³	40,600 m ³
埋立開始年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 19 年度
処理対象廃棄物	不燃ごみ	焼却残渣(主灰) 不燃ごみ	焼却残渣(主灰) 不燃ごみ 焼却残渣(飛灰)
残余容量	5,032 m ³	95,551 m ³	31,015 m ³

資料：令和元年度 一般廃棄物処理事業実態調査（令和 3 年 3 月 愛知県）

表 4-15(1) 赤羽根環境センター(最終処分場)の最終処分量

(単位:t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
不燃物	21.44	106.13	101.51	114.81	103.27	92.23	87.50	72.57	147.71	69.31
焼却灰	181.25	202.64	208.51							
飛灰	39.47	56.83	53.67							
計	242.16	365.60	363.69	114.81	103.27	92.23	87.50	72.57	147.71	69.31

資料：廃棄物対策課

表 4-15(2) 渥美最終処分場の最終処分量

(単位:t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
不燃物	373.70	625.30	360.65	378.99	457.05	506.98	389.13	500.24	1113.81	410.78
計	373.70	625.30	360.65	378.99	457.05	506.98	389.13	500.24	1,113.81	410.78

資料：廃棄物対策課

表 4-15(3) 第二東部最終処分場の最終処分量

(単位:t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
固化飛灰	691.54	681.64	634.57	696.48	734.67	755.71	711.74	691.81	690.16	1,174.13
燃え殻	433.66	396.04	433.99	402.60	423.10	415.91	383.95	369.87	327.69	400.40
計	1,125.20	1,077.68	1,068.56	1,099.08	1,157.77	1,171.62	1,095.69	1,061.68	1,017.85	1,574.53

資料：廃棄物対策課

第5章 ごみ処理の評価

第1節 全国・愛知県・類似都市との比較

環境省において、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が策定されました。本項目では、この中の「ごみ処理の評価」を参考に、類似都市との比較評価を全国平均と一緒にを行います。比較に用いるデータは、一般廃棄物処理実態調査（令和元年度）とします。

本市は、類似都市、全国平均に対して、資源ごみ類を除く一人一日当たりごみ総排出量と家庭系ごみ排出量は少し低い値となっています。廃棄物からの資源回収率は類似都市と全国平均に対して、かなり大きい値で高い評価となっています。一方で、人口一人当たり年間処理経費は、大きい値で低い評価となっています。

表 5-1 全国・類似都市との比較

	一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	一人一日当たり ごみ総排出量 (資源ごみ類除く) (g/人・日)	一人一日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源ごみ類除く) (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	
全国平均	918	777	509	19.6	8.9	15,288	
田原市	1,052	723	497	34.6	8.6	18,582	
類似都市	平均	922	826	564	20.8	7.9	11,169
	最大	1,292	1,224	930	62.1	17.4	22,637
	最小	641	575	466	8.0	0.0	4,705
評価指標	全国平均	100	94	90	94	112	137
	田原市	114	88	88	166	109	166
	類似都市	100	100	100	100	100	100

※類似都市とは、田原市の人口規模や産業構造の類似した全国の38自治体を選定しています。

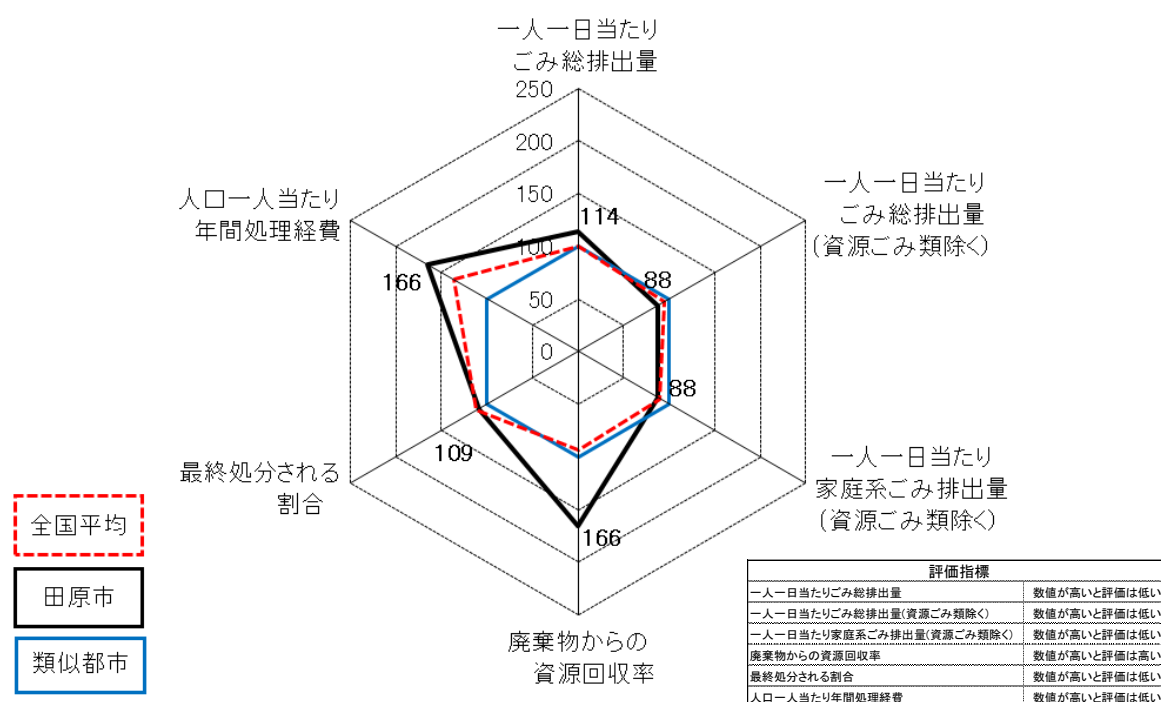


図 5-1 類似都市・全国との比較

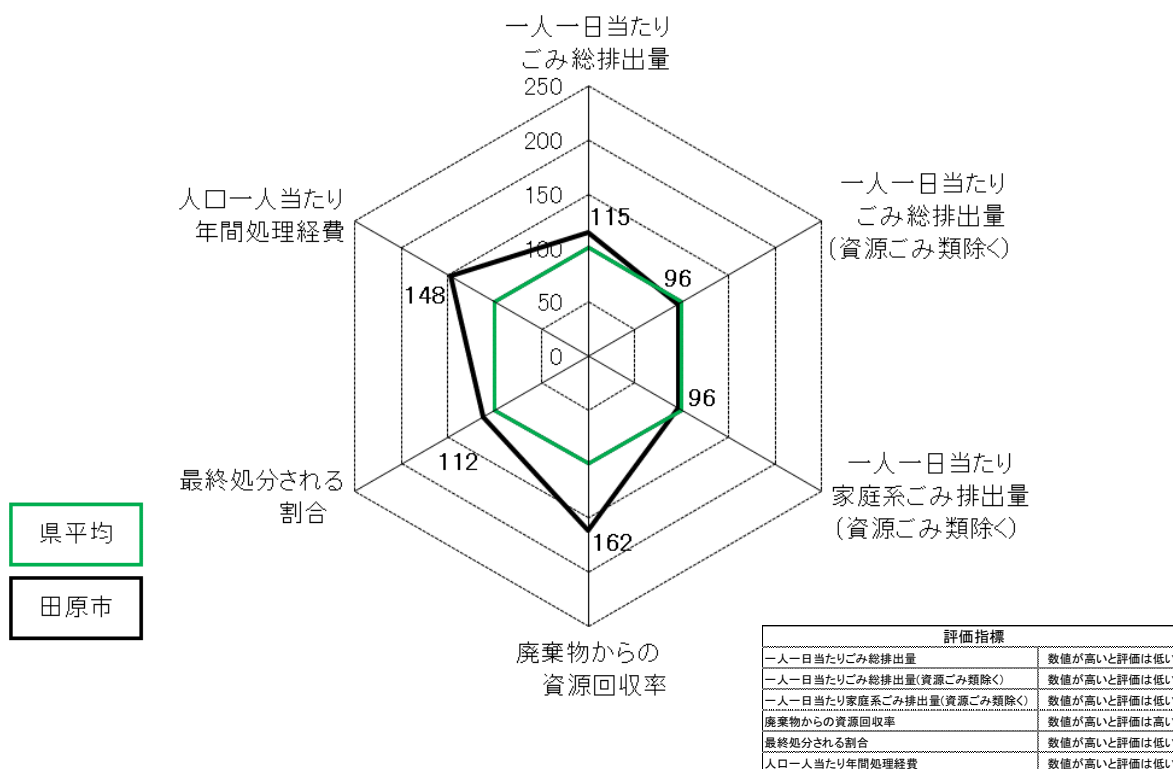
次に、愛知県平均との比較評価を行います。比較に用いるデータは、同様に一般廃棄物処理実態調査（令和元年度）とします。

本市は、愛知県平均に対して、資源ごみ類を除く一人一日当たりごみ総排出量と家庭系ごみ排出量は少し低い値となっており、特に資源ごみ類を除く一人一日当たり家庭系ごみ排出量 497g/人・日は愛知県の目標値 500g/人・日（愛知県廃棄物処理計画）を下回っています。廃棄物からの資源回収率は愛知県平均と比較してかなり大きい値で高い評価となっており、愛知県の目標値 23%（愛知県廃棄物処理計画）を大きく上回っています。

一方で、人口一人当たりの年間処理経費は、大きい値で低い評価となっています。

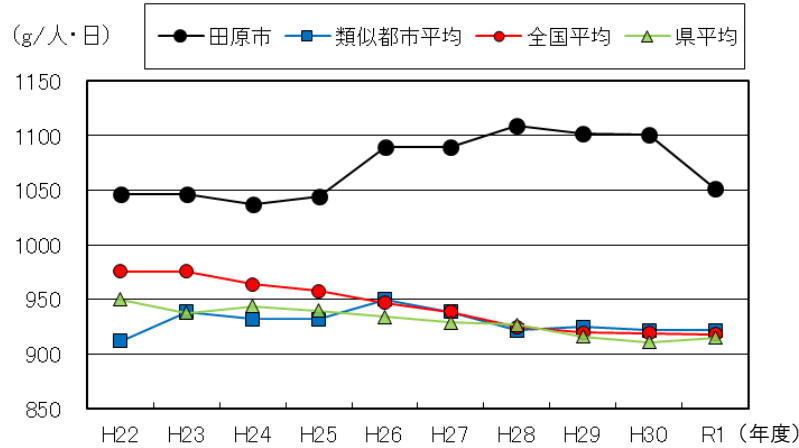
表 5-2 愛知県との比較

	一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	一人一日当たり ごみ総排出量 (資源ごみ類除く) (g/人・日)	一人一日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源ごみ類除く) (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)
県平均	915	753	520	21.3	7.7	12,581
田原市	1,052	723	497	34.6	8.6	18,582
評価指標	県平均	100	100	100	100	100
	田原市	115	96	162	112	148



(1) 一人一日当たりごみ総排出量

他の平均値に対して、高い値となっています。枝木類の搬入が、他市等と比較して多いことが要因と捉えています。



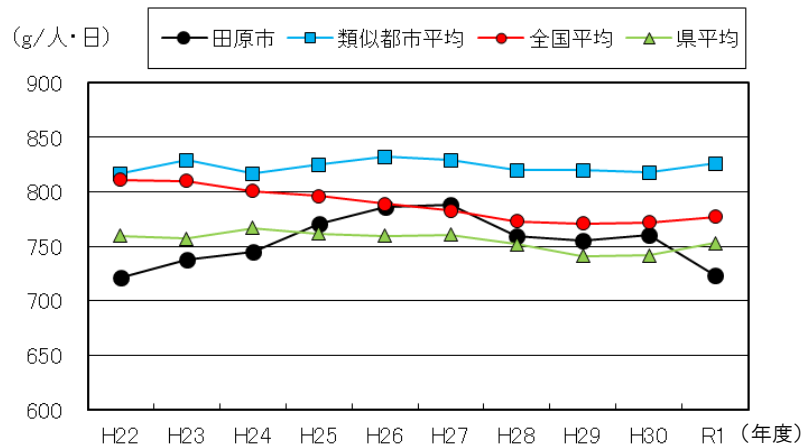
図・表 5-3 一人一日当たりごみ総排出量

一人一日当たりごみ総排出量(g/人・日)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
田原市	1,047	1,046	1,037	1,044	1,090	1,090	1,109	1,102	1,101	1,052
類似都市平均	912	939	932	932	950	939	922	925	922	922
全国平均	976	976	964	958	947	939	925	920	919	918
県平均	950	938	944	940	934	929	927	916	911	915

(2) 一人一日当たりごみ排出量（資源ごみ類除く）

令和元年度は他の平均値に対して、一番低い値となっています。チップ化している枝木類の資源ごみが、他市等と比較して多いことが要因と捉えています。



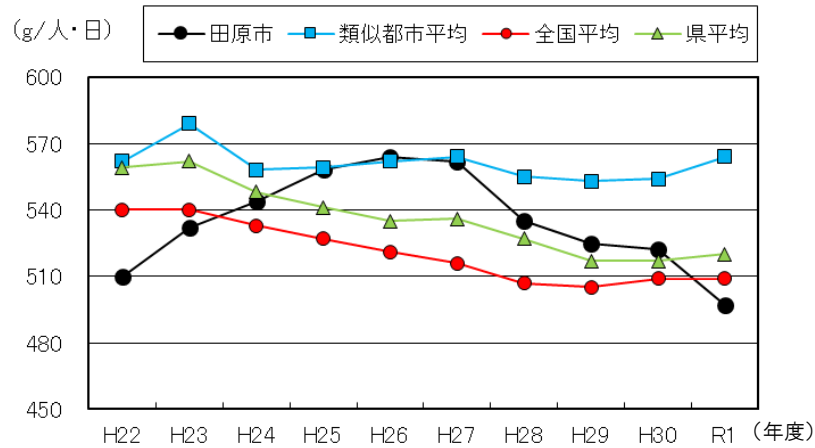
図・表 5-4 一人一日当たりごみ排出量（資源ごみ類除く）

一人一日当たりごみ総排出量(資源ごみ類除く)(g/人・日)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
田原市	721	738	745	771	786	788	759	755	761	723
類似都市平均	817	829	817	825	832	829	820	820	818	826
全国平均	811	810	801	796	789	783	773	771	772	777
県平均	760	757	767	762	760	761	752	741	742	753

(3) 一人一日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ類除く）

平成 27 年度から年々減少し、令和元年度は他の平均値に対して、一番低い数値となっています。平成 27 年 4 月に雑がみ、10 月にプラスチック包装の回収を開始したこと、平成 28 年度から平成 30 年 2 月の家庭系ごみ有料化に際して、地域で説明会（分別指導含む）を実施したこと、家庭系ごみ有料化を開始したことが要因と捉えています。



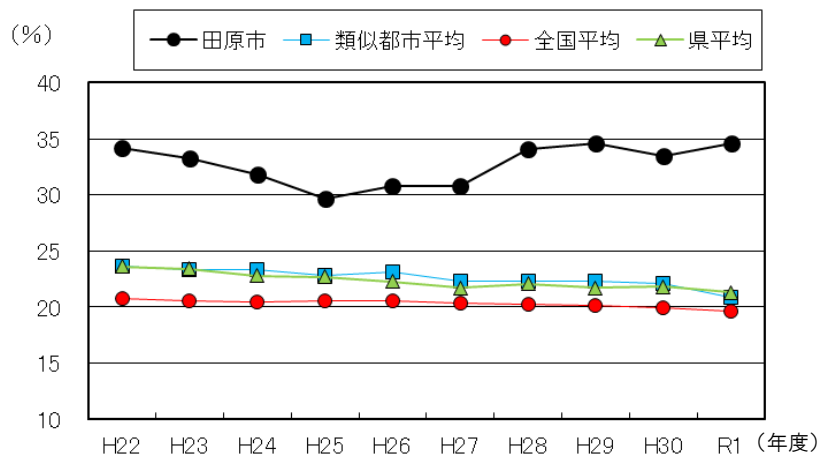
図・表 5-5 一人一日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ類除く）

一人一日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみ類除く)(g/人・日)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
田原市	510	532	544	558	564	562	535	525	522	497
類似都市平均	562	579	558	559	562	564	555	553	554	564
全国平均	540	540	533	527	521	516	507	505	509	509
県平均	559	562	548	541	535	536	527	517	517	520

(4) 廃棄物からの資源回収率

他の平均値に対して、一番高い値で、愛知県内 2 位の資源回収率となっています。枝木類のチップ化が大きな要因で、その他は上記の(3)で述べたものが要因と捉えています。



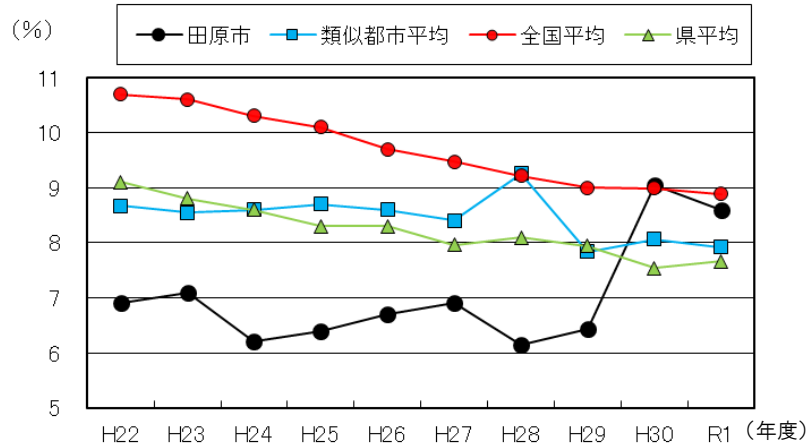
図・表 5-6 廃棄物からの資源回収率

廃棄物からの資源回収率(%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
田原市	34.2	33.3	31.8	29.7	30.8	30.8	34.1	34.6	33.5	34.6
類似都市平均	23.6	23.3	23.4	22.8	23.1	22.3	22.3	22.3	22.1	20.8
全国平均	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6
県平均	23.6	23.4	22.8	22.7	22.3	21.7	22.1	21.7	21.8	21.3

(5) 廃棄物のうち最終処分される割合

平成 29 年度までは他の平均値に対して、一番低い値で推移していましたが、平成 30 年度と令和元年度は台風や火災等の災害ごみの影響で高い値となっています。



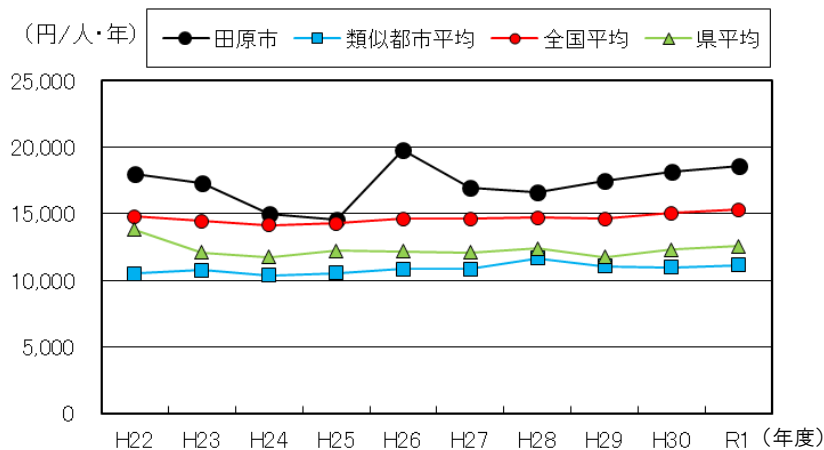
図・表 5-7 廃棄物のうち最終処分される割合

最終処分される割合 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
田原市	6.9	7.1	6.2	6.4	6.7	6.9	6.2	6.4	9.1	8.6
類似都市平均	8.7	8.6	8.6	8.7	8.6	8.4	9.3	7.8	8.1	7.9
全国平均	10.7	10.6	10.3	10.1	9.7	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9
県平均	9.1	8.8	8.6	8.3	8.3	8.0	8.1	7.9	7.5	7.7

(6) 一人当たり年間処理経費

他の数値に対して一番高い値で推移しています。平成 26 年度は東部資源化センターの破砕処理機の大規模修繕のため特に高い数値となっています。



図・表 5-8 人口一人当たり年間処理経費

人口一人当たり年間処理経費(円/人・年)

※建設費用を除いた処理経費

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
田原市	18,014	17,333	14,998	14,543	19,747	16,968	16,570	17,437	18,149	18,582
類似都市平均	10,504	10,745	10,395	10,553	10,840	10,863	11,678	11,055	10,974	11,169
全国平均	14,807	14,438	14,144	14,295	14,611	14,640	14,701	14,632	15,069	15,288
県平均	13,800	12,094	11,770	12,241	12,194	12,078	12,399	11,759	12,307	12,581

第2節 各施策の実施状況の評価

家庭系ごみ有料化の導入をはじめ多くの施策を実施しましたが、検討中の施策も多く残っています。今後、整理していく必要があります。

表 5-9 各施策の実施状況の評価

◎: 拡充実施 ○: 実施 △: 一部実施・検討中 ×: 未実施

排出抑制のための施策		令和2年度までの実施状況	評価
1-1 発生抑制	(1)ごみ有料化の導入・見直しの検討		
	ア 家庭系ごみ有料化の導入	・平成30年2月から実施した ・指定ごみ袋一枚単位での販売(一部店舗)を実施した	◎
	イ 事業系ごみ有料化の見直し検討	・検討中	△
	(2)廃棄物減量等推進員の指導体制の充実	・令和2年度から各校区での説明会を実施した(令和元年度までは市内2地区に分けて実施) ・随時ごみステーション等での分別説明を実施した	◎
	(3)生ごみ減量の推進		
	ア 生ごみ処理容器等設置事業補助金の推進	・各種説明会、広報等で周知した	○
	イ 生ごみの水切りの啓発	・各種説明会、広報等で周知した	○
	(4)食品ロスの削減		
	ア 残さず食べよう! 30・10運動の推進	・各種説明会、広報等で周知した	○
	イ 3ない運動の啓発	・各種説明会、広報等で周知した ・令和元年から「もったいない食品ロスポスター」の募集を実施した	○
	ウ 食材の正しい保存方法の啓発	・検討中	△
	(5)マイバッグの推進	・各種説明会、広報等で周知した	○
	(6)エコショップ制度の導入	・全国でレジ袋が有料化された ・レジ袋の代わりに家庭系指定ごみ袋を一枚単位で販売している店舗をHPで紹介した	△
1-2 再使用	(1)きらり☆宝市の推進	・平成26年度から継続実施した ※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	○
	(2)再利用可能な容器(リユース容器等)の利用	・検討中	△
	(3)リユース食器の利用・普及	・リユース食器取扱い県内なし	△
1-3 再生利用	(1)分別徹底の推進	・家庭ごみ有料化に併せて、分別項目の見直しを実施した ・ごみの分け方出し方パンフレットの見直しを実施した ・令和3年1月からインクカートリッジのボックス回収を実施した	○
	(2)再生資源の利用促進	・リサイクルショップの一覧をホームページで紹介した	△
	(3)販売店による資源の自主回収等の推進	・資源の自主回収を実施している店舗をホームページで紹介した	○
1-4 共通事項	(1)ごみ処理対策推進協議会との連携体制の充実	・年に2~4回開催した	○
	(2)広報・啓発・指導体制の整備	・各種説明会、広報等で周知した ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入した	○
	(3)環境教育・学習の推進	・小学校4年生等への環境学習を炭生館等で開催した	○
	(4)他市町村との連携体制の整備	・豊橋市とごみ処理広域化を推進した。 ・東三河環境行政連絡協議会にて意見交換を実施した	△

第3節 目標達成状況

1 目標の達成状況

平成29年6月に中間見直しした「田原市ごみ処理基本計画」では、基本理念を資源循環型社会の実現と定め、発生抑制、再使用、再生利用の3つを基本方針として、次のとおり5つの目標を設定しました。一般廃棄物処理実態調査（愛知県）の数値を用いて目標の達成状況を検証します。

表5-10 減量目標と目標値に関する数値

項目	減量等目標	基準値	実績値	目標年度
		平成22年度	令和元年度	令和8年度
(1)ごみ総排出量	平成22年度に対し、約20%削減する。	25,364t	23,889t	20,312t
(2)再生利用率	平成22年度の約34%から約44%に増加させる。	34%	34.6%	44%
(3)最終処分量	平成22年度に対し、約39%削減する。	1,742t	2,055t	1,061t
(4)一人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ類を除く) ^{注1}	平成32年度までに430g/人・日とする。	510g/人・日	497g/人・日	430g/人・日 (令和2年度)
(5)一人一日当たりのごみ排出量(資源ごみ類を除く) ^{注2}	平成22年度に対し、約200g/人・日削減する。	721g/人・日	723g/人・日	519g/人・日

注1) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ類を除く)は、一般廃棄物の一年間の総排出量から事業系ごみ量、集団回収量及び家庭系資源ごみ量を差し引いて、一人一日当たり換算したもの。

注2) 一人一日当たりのごみ排出量(資源ごみ類を除く)は、一般廃棄物の一年間の総排出量から集団回収量及び資源ごみ量を差し引いて、一人一日当たり換算したもの。

(1) ごみ総排出量

令和元年度のごみ総排出量は、平成22年度に比べ約1,475t(5.8%)減少していますが、**目標(20,312t)**は達成していない状況です。

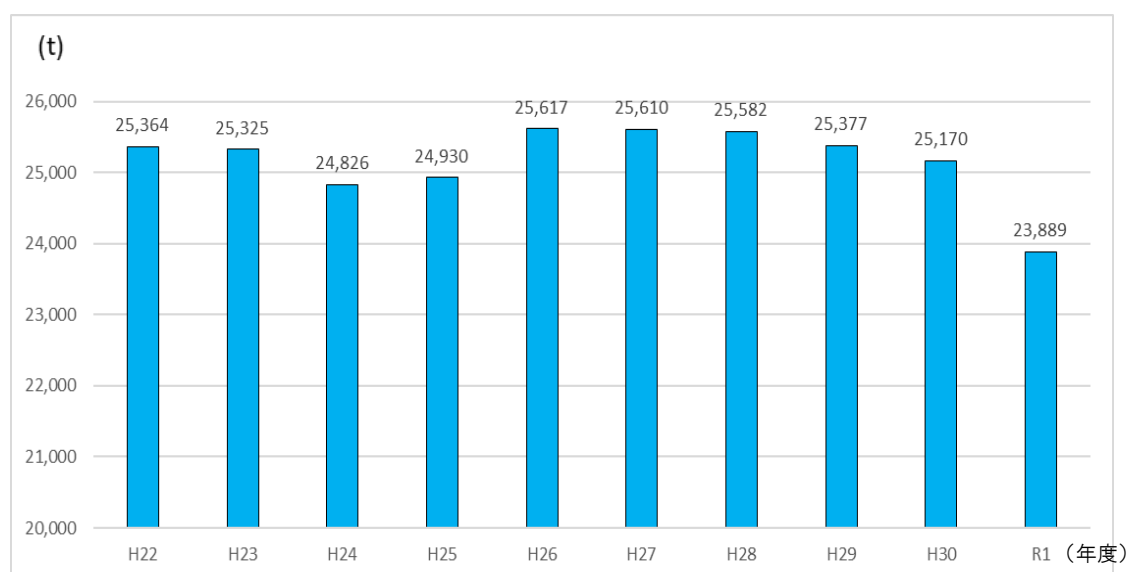


図5-9 ごみ総排出量の目標に対する達成状況

(2) 再生利用率

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成 25 年 4 月から施行されたことを受け、平成 26 年 12 月からパソコンの回収、平成 27 年度から雑がみ及びお菓子等のプラスチック包装の回収に取り組んできたことから、再生利用率は上昇傾向になり、令和元年度は県内で 2 番目（人口 10 万人未満 38 市町村では 1 番目）に高い数値となっています。しかし、**目標（44%）**は達成していない状況です。

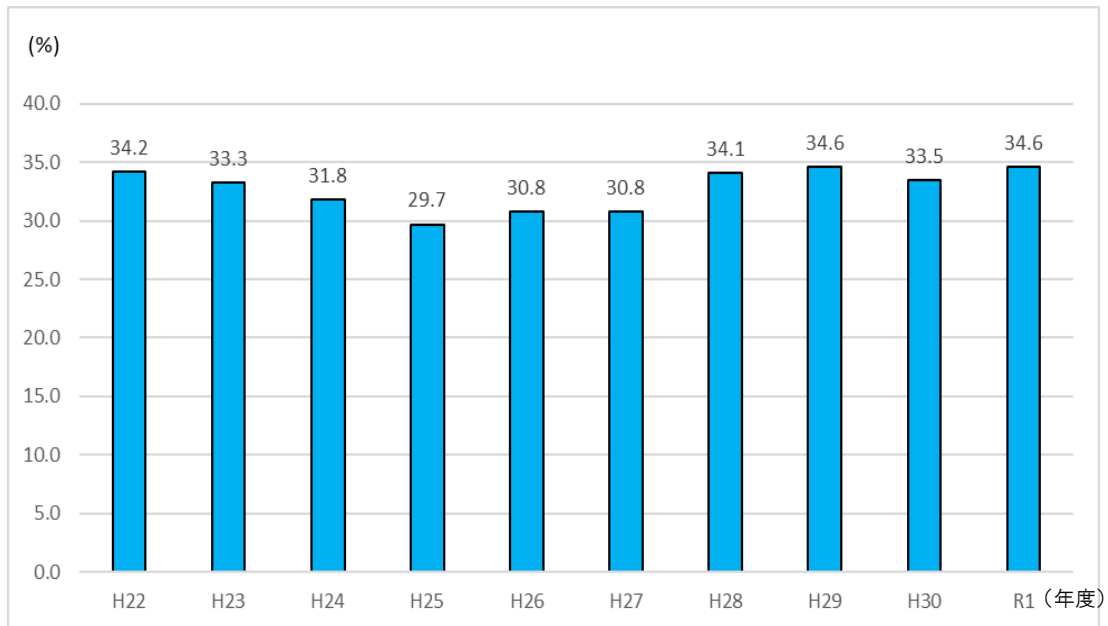


図 5-10 再生利用率の目標に対する達成状況

(3) 最終処分量

平成 30 年度は、大型台風の影響により最終処分量が大きく増加しています。令和元年の最終処分量は、平成 22 年度に比べ 313 t 増加しており、**目標（1,061 t）**は達成していない状況です。

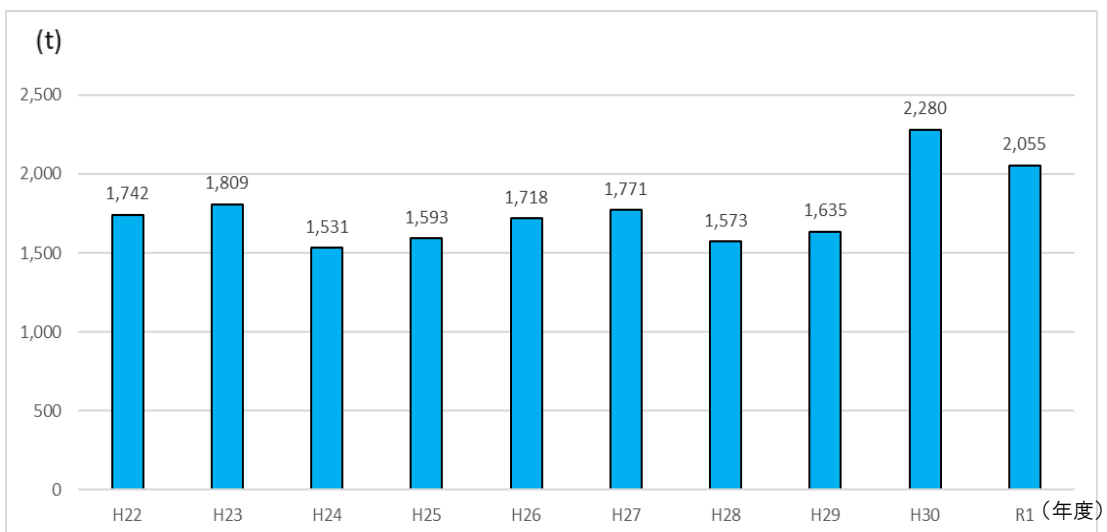


図 5-11 最終処分量の目標に対する達成状況

(4) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）

令和元年度の一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は、愛知県の目標（500 g/人・日）を下回りましたが、**目標（430g/人・日）**は達成していない状況です。

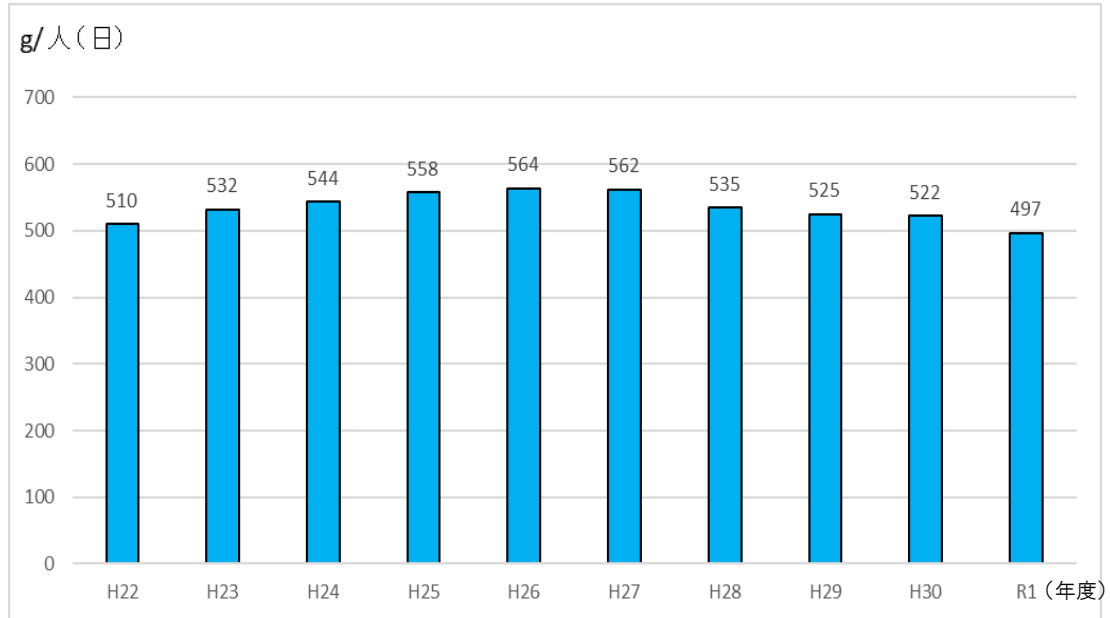


図 5-12 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ類を除く）の目標に対する達成状況

(5) 一人一日当たりのごみ排出量（資源ごみ類を除く）

令和元年度の一人一日当たりのごみ排出量（資源ごみ類を除く）は、平成 22 年度に比べ 2 g/人・日増加しており、**目標（519g/人・日）**は達成していない状況です。

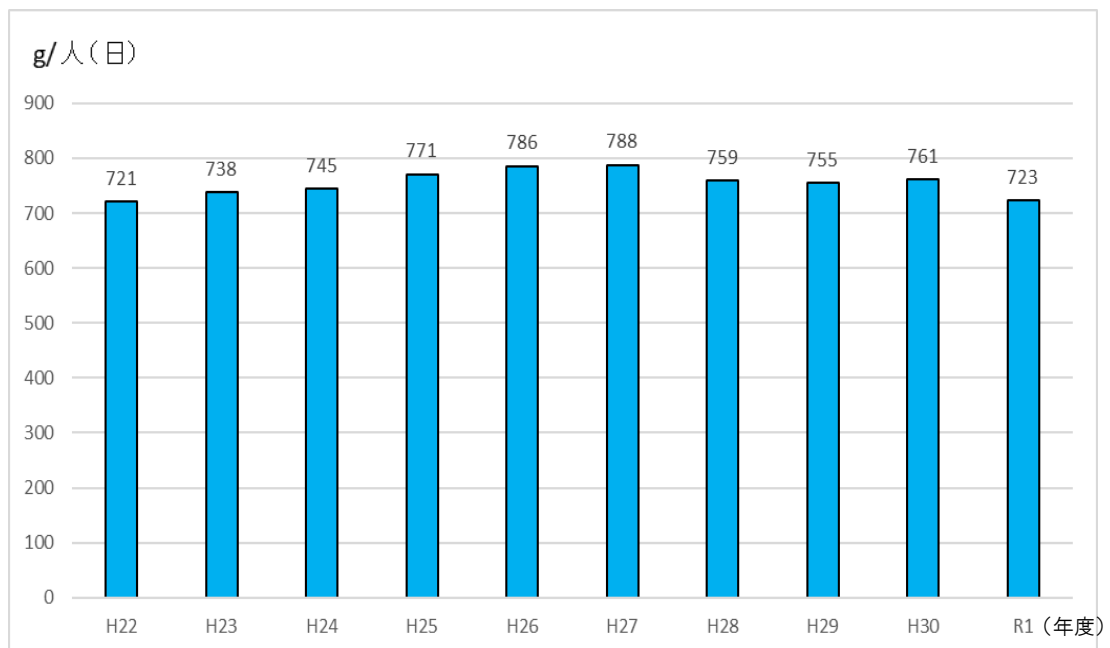


図 5-13 一人一日当たりのごみ排出量（資源ごみ類を除く）の目標に対する達成状況

第 6 章 課題の抽出

第 1 節 課題の整理

課題として、①ごみ排出抑制、②ごみの資源化、③中間処理、④収集・運搬、⑤最終処分の 5 項目に分けて整理します。

表 6-1 現状と課題

現状	課題
①ごみ排出抑制	
一人一日当たりのごみ総排出量は、愛知県や類似都市平均を大きく上回っていますが、資源ごみ類を除く一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は愛知県平均を下回っています。	今後更なる排出抑制に努め、市民・事業者に対し広報啓発活動を推進するとともに、新たな排出抑制策を検討する必要があります。
家庭系ごみ有料化を実施しましたが、粗大ごみについては実施していない状況となっています。	資源化センター等搬入手数料や粗大ごみ有料化を検討する必要があります。
②ごみの資源化	
令和元年度の資源回収率は、愛知県内で 2 番目に高い値でしたが、目標は達成していません。	引き続き、資源ごみ類回収の徹底に取り組む必要があります。
令和 7 年度から豊橋市とのごみ処理広域化を開始し、生ごみを分別して豊橋市バイオマス利活用センターに搬入する予定となっています。	生ごみ分別方法、有料化の有無等を決定して、市民に周知していく必要があります。
③中間処理	
資源化センター等は、旧三町ごとに設置されており、他市と比較して財政負担が大きくなっています。	財政負担の軽減、適正な配置に配慮しながら、施設の統合を検討する必要があります。
令和 7 年度から豊橋市とごみ処理の広域化を実施する予定となっています。	令和 7 年度までに、豊橋市ごみ処理施設周辺の渋滞緩和や CO2 削減等のため、ごみ中継施設を田原市内に整備する必要があります。 計画どおり豊橋市内に広域ごみ処理施設を整備する必要があります。
④収集・運搬	
運搬車両を持たない市民や高齢者が粗大ごみの運搬に苦慮しています。	粗大ごみの回収方法を検討する必要があります。
令和 7 年度から、もやせるごみと生ごみを分別して収集する予定となっています。	生ごみの収集・運搬方法を検討する必要があります。
ペットボトル・プラマークごみの排出量に対して、収集日数が少ないといった意見が多くあります。	費用対効果を勘案しながら検討する必要があります。
ごみステーションへの事業系ごみの排出が見られます。	事業者への周知等を実施していく必要があります。
⑤最終処分	
新規施設整備には多額の費用と用地確保が必要となります。残余容量は 131,598 m ³ (令和元年度実態調査)で 35.3%となっています。	最終処分量の減量に努め、長期利用できるよう延命化を図っていく必要があります。

第7章 ごみの発生量の見込み

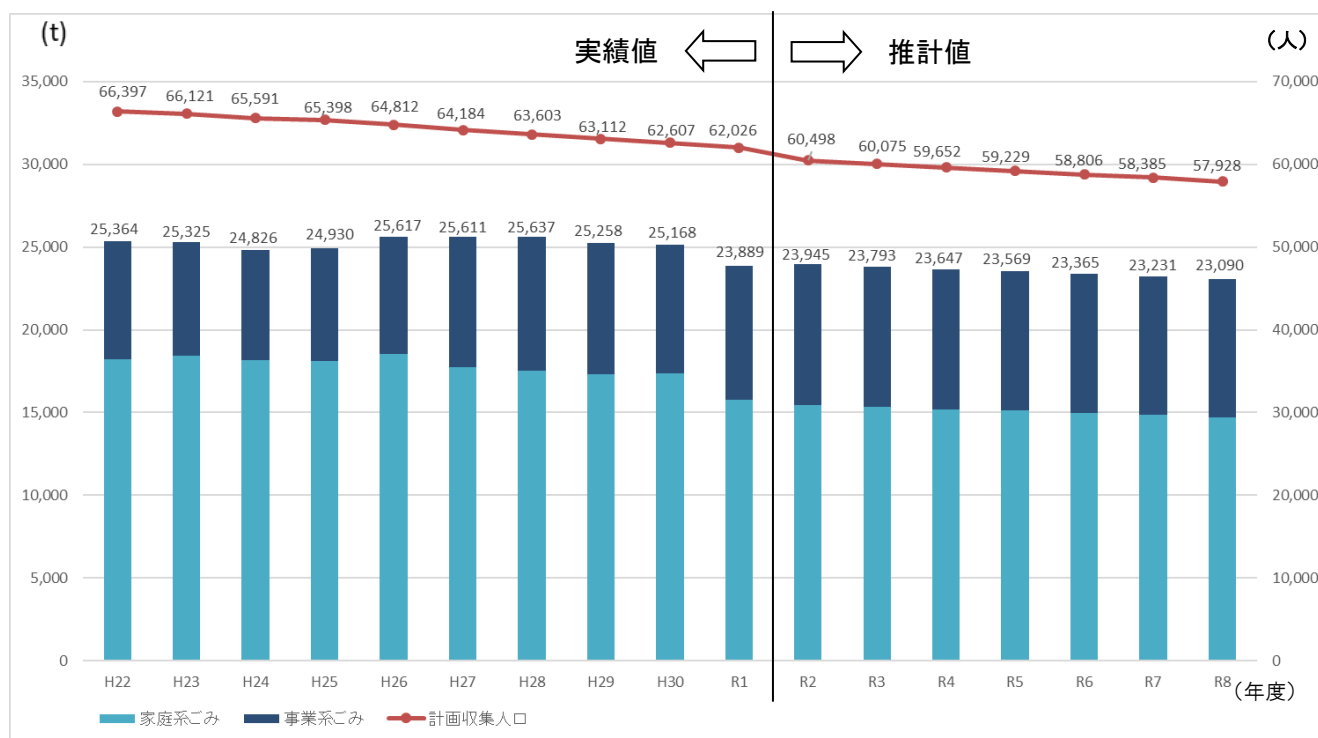
第1節 ごみ発生量の将来推計

1 人口の将来予測

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和4年に60,000人を下回り、本計画の目標年度の令和8年度には57,928人まで減少すると推計されています。

2 ごみ発生量の将来推計

ごみ発生量は、新たな取組等を行わず、現状のまま推移した場合のごみ量を示すものです。人口減少に伴い、令和8年度に23,090tとなり、平成22年度実績(25,364t)に比べ2,274t(9%)の減少となります。



※実績は廃棄物対策課の資料によるものであり、将来値はトレンド推計による推計結果です。

図7-1 ごみ発生量の実績及び将来推計

第 8 章 基本理念・基本方針と目標の設定

第 1 節 基本理念と基本方針

資源循環型社会の実現を基本理念とし、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の 3 R の推進とごみ処理適正化の推進を基本方針に定めます。

市民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、行政のみならず、市民、事業者が一体となって基本理念の実現を目指します。

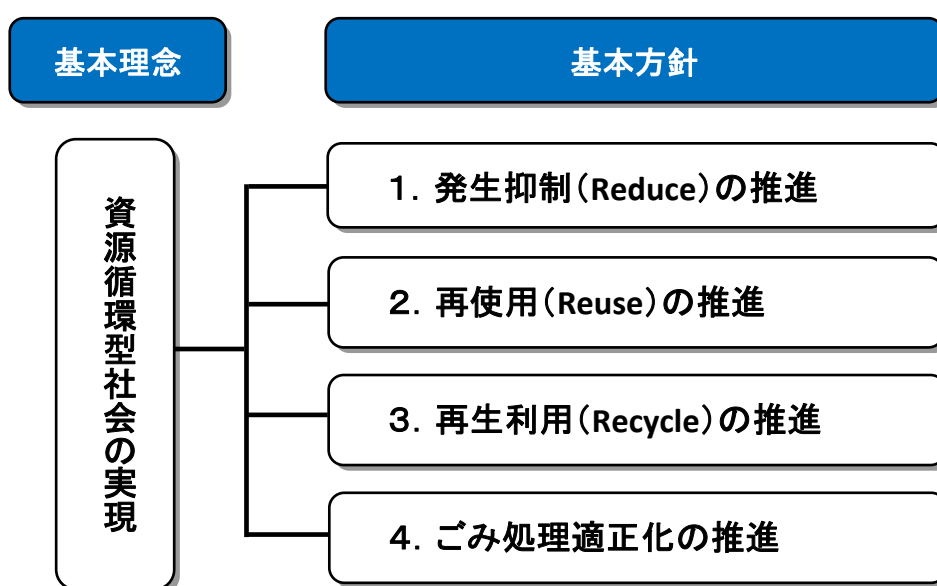


図 8-1 基本理念と基本方針

第 2 節 国・県の目標値のまとめ

国及び愛知県の目標値をまとめます。

表 8-1 国・県の目標値

項目	国の基本方針	愛知県廃棄物処理計画	循環型社会形成推進基本計画
	目標年度: 令和2年度	目標年度: 令和3年度	目標年度: 令和7年度
ごみ総排出量	平成24年度に対し、約12%削減する。	平成26年度に対し、約6%削減する。	—
再生利用率	約27%	約23%	—
最終処分量	平成24年度に対し、約14%削減する。	平成26年度に対し、約7%削減する。	—
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ類を除く)	500g/人・日	500g/人・日	約440g/人・日

第3節 本市の目標値設定

計画の残年数や国・県の目標値、ごみ処理の現況及び課題を踏まえて、本計画期間（令和8年度）の目標値とします。

表 8-2 減量目標と目標値に関する数値

項目	減量等目標	平成22年度 基準値	令和元年度 実績値	令和8年度 目標値
(1)ごみ総排出量	平成22年度に対し、約12%削減する。	25,364t	23,889t	22,320t
(2)再生利用率	平成22年度の約34%から約44%に増加させる。	34%	34.6%	44%
(3)最終処分量	平成22年度に対し、約14%削減する。	1,742t	2,055t	1,500t
(4)一人一日当たりの家庭系 ごみ排出量 (資源ごみ類を除く) ^{注1}	令和8年度までに430g/人・日とする。	510g/人・日	497g/人・日	430g/人・日

注1) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ類を除く)は、一般廃棄物の一年間の総排出量から事業系ごみ量、集団回収量及び家庭系資源ごみ量を差し引いて、一人一日当たりに換算したものの。

(1) ごみ総排出量

令和元年度のごみ総排出量 23,889 t は、前計画の目標値 20,312 t を大きく上回っており、これから 5 年間での達成は困難であると推測されます。そのため、本計画期間の目標値については、国の基本方針の目標値を参考に、平成 22 年度実績から約 12% (3,044 t) の削減を目指して 22,320 t とします。

ごみ総排出量 : 22,320 t (令和 8 年度)

(2) 再生利用率

令和元年度の再生利用率は 34.6% で、県内 2 位となっています。今後、生ごみを分別することで再生利用率をさらに増加させることができることから、これまで同様の平成 22 年度に比べて約 10 ポイント増加させた 44% を目標値とします。

再生利用率 : 44% (令和 8 年度)

(3) 最終処分量

令和元年度の最終処分量 2,055t は、平成 22 年度の 1,742t を上回っており、前計画の目標値 1,061 t を達成することは困難であると推測されます。そのため、本計画期間の目標値については、国の基本方針の目標値を参考に、平成 22 年度実績から約 14% (242 t) の削減を目指して 1,500 t とします。

最終処分量：1,500t (令和 8 年度)

(4) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ類を除く)

令和元年度の一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 497 g/人・日(資源ごみ類を除く)は、愛知県の目標値 500 g/人・日を下回りましたが、本市の前計画の目標値 430 g/人・日には届いていません。しかし、令和 7 年度からの豊橋市とのごみ処理広域化による生ごみの分別、資源化により達成可能であると見込み、これまで同様の 430 g/人・日を目標値とします。

一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ類を除く)：430g/人・日 (令和 8 年度)

第 9 章 基本方針に基づく施策

第 1 節 基本方針に基づく施策

1 「基本方針 1 発生抑制の推進」に基づく施策

表 9-1 発生抑制のための施策

基本方針	施 策
1 発生抑制の推進	(1)ごみ有料化の導入・見直しの検討
	① 家庭系ごみ有料化の見直し検討 【重点施策】
	② 家庭系粗大ごみ有料化の導入 【重点施策】
	③ 事業系ごみ有料化の見直し検討 【重点施策】
	(2)廃棄物減量等推進員の指導体制の充実
	(3)生ごみ減量の推進
	① 生ごみ処理容器等設置事業補助金の推進
	② 生ごみの水切りの啓発
	(4)食品ロスの削減
	① 残さず食べよう！30・10運動の推進
	② 3ない運動の啓発
	③ 食材の正しい保存方法の啓発
	(5)マイバッグの推進
	(6)リサイクルショップ等の紹介

(1) ごみ有料化の導入・見直しの検討

① 家庭系ごみ有料化の見直し検討 **【重点施策】**

今後、有料化制度については、定期的な点検及び制度の評価結果や他市の有料化の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

また、令和 7 年度から分別収集を開始する生ごみについて、有料化するかどうかな等の取扱いを検討します。

② 家庭系粗大ごみ有料化の導入 **【重点施策】**

家庭系ごみの有料化は、平成 30 年 2 月に実施しましたが、粗大ごみについてはこれまで有料化していない状況です。資源化センター等への搬入手数料、粗大ごみの戸別回収を踏まえて検討実施します。

③ 事業系ごみ有料化の見直し検討 【重点施策】

事業系ごみの有料化は、平成 19 年 4 月に導入しましたが、ごみ処理手数料は近隣市との均衡を考慮しごみ処理経費より低く設定しています。改めて、ごみ処理に係る費用負担の適正化に向けて見直しを検討します。

(2) 廃棄物減量等推進員の指導体制の充実

ごみステーションは、各自治会に管理していただいています。自治会からそれぞれ廃棄物減量等推進員を選出して、ごみ出しルールの遵守やごみの減量及び資源化のアドバイスを各地区のごみステーションで行います。ごみ問題に関する知識をさらに深め、その知識を生かして各地区で自主的な取組を推進していくため、廃棄物減量等推進員に対する研修等を実施していきます。

(3) 生ごみ減量の推進

① 生ごみ処理容器等設置事業補助金の推進

家庭からの生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等設置事業補助金の広報・啓発を図ります。令和 7 年度から生ごみを分別し、豊橋バイオマス利活用センターに搬入していくことから、補助金のあり方についても検討します。

② 生ごみの水切りの啓発

「もやせるごみ」の約 4 割を占める生ごみは水分の割合が高く、水切りは身近で有効な取組です。水切りネット等の活用による水切りの徹底を啓発します。

(4) 食品ロスの削減

① 残さず食べよう！30・10 運動の推進

食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスを「もったいない」の気持ちで事業者と行政が協力して減らすため、30・10 運動の啓発を図ります。

※30・10 運動：宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しむ、お開き 10 分前になったら自分の席で再度料理を楽しむ、の啓発を図る運動

② 3 ない運動の啓発

家庭では、「買い過ぎない」、「作り過ぎない」、「食べ残さない」の食ロス削減 3 ない運動に協力いただき、買物に行く前に食材の在庫をチェックして、食べられる分だけ買い、

調理するよう啓発します。

③ 食材の正しい保存方法の啓発

市ホームページやほーもん講座において、「食材の正しい保存方法」を紹介して食品ロスを減らす取組を進めます。また、全ての加工食品には、賞味期限又は消費期限のどちらかの表示がされており、期限表示を市民に正しく理解していただくよう啓発します。

(5) マイバッグの推進

もやせるごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋等、各種の包装用品のごみが含まれています。買物時に、過剰包装を断ることにより、包装材の発生を抑制できるため、引き続き市民へのマイバッグの使用を推進します。

(6) リサイクルショップ等の紹介

民間のリサイクルショップ、古本屋、古着屋、民間または行政主催のフリーマーケット等を通じた不用品の譲渡、販売、交換の場の提供や機会の情報を把握するとともに、市民に対し情報提供することで利便性の向上を図ります。

2 「基本方針 2 再使用の推進」に基づく施策

表 9-2 再使用の推進に基づく施策

基本方針	施策
2 再使用の推進	(1) きらり☆宝市の推進
	(2) 再利用可能な容器(リユース容器等)の利用

(1) きらり☆宝市の推進

家庭において、「まだ使えるけど使わないもの」を譲っていただき希望する方に無料で提供する「きらり☆宝市」を開催することにより、不用品の再使用を推進します。

(2) 再利用可能な容器（リユース容器等）の利用

使い捨て商品ではなく、繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の積極的利用を推進します。

3 「基本方針3 再生利用の推進」に基づく施策

表 9-3 再生利用の推進に基づく施策

基本方針	施策
3 再生利用の推進	(1)分別徹底の推進
	(2)再生資源の利用促進
	(3)販売店による資源の自主回収等の推進

(1) 分別徹底の推進

市民や事業者への分別協力を呼びかけ、分別の徹底を促すとともに、市民・事業者が分別に取り組みやすい排出方法を検討します。また、令和7年度からの豊橋市とのごみ処理広域化に伴う生ごみ分別について、市民に対して分別説明会等を実施します。

(2) 再生資源の利用促進

再生可能な素材の商品やリサイクル商品の使用を促進するとともに、市民への再生品の紹介等を行っていきます。

(3) 販売店による資源の自主回収等の推進

新聞紙や広告、ダンボール、食品トレイ等、再資源化可能なものについて、市は販売店による自主回収の情報を把握するとともに、市民に対し情報提供することで、自主回収の取組を推進します。

4 「基本方針4 ごみ処理適正化の推進」に基づく施策

表 9-4 ごみ処理適正化の推進に基づく施策

基本方針	施策
4 ごみ処理適正化の推進	(1)広域ごみ処理施設の整備【重点施策】
	(2)ごみ中継施設の整備【重点施策】
	(3)資源化センター等の統合検討【重点施策】
	(4)粗大ごみ戸別収集の実施【重点施策】
	(5)分別区分や収集日数等の見直し検討【重点施策】
	(6)事業系ごみの適切なごみ出し指導

(1) 広域ごみ処理施設の整備 【重点施策】

豊橋市内に、ごみ焼却施設（令和 9 年度完成予定）及び粗大ごみ処理施設（令和 13 年度完成予定）を整備します。

(2) ごみ中継施設の整備 【重点施策】

豊橋市のごみ処理施設周辺の渋滞緩和、温室効果ガス削減、市民や事業者が豊橋の施設までごみを運搬しなくて済むよう、市内にパッカー車等から大型車両に積み替えて搬出するためのごみ中継施設を整備します。

(3) 資源化センター等の統合検討 【重点施策】

財政負担の軽減や適正配置に配慮しながら、旧三町ごとに設置されている東部資源化センター、赤羽根環境センター、渥美資源化センターの統合を検討します。統合の時期については、豊橋市と広域で整備する粗大ごみ処理施設の建設（令和 13 年度予定）時期までとします。

(4) 粗大ごみ戸別収集の実施 【重点施策】

運搬車両を持たない市民や高齢者が粗大ごみの運搬に苦慮しています。資源化センター等の手数料の徴収を含めて検討実施します。また、高齢者のごみ出し支援についても検討していきます。

(5) 分別区分や収集日数等の見直し検討 【重点施策】

令和 7 年度からのごみ処理広域化に伴う生ごみ分別における収集方法やごみ袋の取扱い等を決定し、市民に対して説明会を実施します。

ペットボトルやプラマークごみの排出量に対して、収集日が少ないといった意見が多くあることから、費用対効果を勘案して収集日数を検討します。

(6) 事業系ごみの適切なごみ出し指導

事業系ごみのごみステーションに出されたり、各資源化センター等に家庭系ごみとして無料で出されないよう、適切なごみの出し方の周知、指導を行います。

5 共通事項の施策

表 9-5 共通事項の施策

基本方針	施策
5 共通事項	(1)ごみ処理対策推進協議会との連携
	(2)広報・啓発・指導體制の整備
	(3)環境教育・学習の推進
	(4)ゼロカーボンに配慮した事業の推進

(1) ごみ処理対策推進協議会との連携

ごみ処理対策推進協議会との連携を通じて、市民、市民団体や事業者との緊密な関係を構築し、協働によるごみ減量化・資源化の取組や適切な支援施策等の展開を図ります。

(2) 広報・啓発・指導體制の整備

排出抑制は、排出者である市民や事業者の自主的な活動によるものが多く、市としてはそれらの推進を促すため、広報・啓発・指導體制の整備に努めるとともに、多くの機会を通じて情報の提供と共有、意見交換等を実施する必要があります。なお、転入者・単身赴任者や他市町村から通勤・通学等である人は、本市のごみ分別区分等への理解が得難いため、自治会や事業所、学校等を通して、ごみの分別指導に努めます。

(3) 環境教育・学習の推進

ごみの発生抑制や正しい排出方法を市民に浸透させるためには、将来を担う子どもたちがごみに関心をもち、その大切さを正しく理解することが重要です。したがって、学校・地域・家庭において環境学習の機会の拡充等市民が積極的に環境学習に取り組めるよう支援します。

(4) ゼロカーボンに配慮した事業の推進

本市が令和3年1月に表明したゼロカーボンシティの趣旨に沿って、広域ごみ処理施設の整備や生ごみのバイオマス利活用センターでのガス発電エネルギー化等、温室効果ガス削減等に配慮しながら事業を進めます。

6 基本方針に基づく施策まとめ

表 9-6 基本方針に基づく施策まとめ

基本方針	施策
1 発生抑制の推進	(1)ごみ有料化の導入・見直しの検討
	① 家庭系ごみ有料化の見直し検討 【重点施策】
	② 家庭系粗大ごみ有料化の導入 【重点施策】
	③ 事業系ごみ有料化の見直し検討 【重点施策】
	(2)廃棄物減量等推進員の指導体制の充実
	(3)生ごみ減量の推進
	① 生ごみ処理容器等設置事業補助金の推進
	② 生ごみの水切りの啓発
	(4)食品ロスの削減
	① 残さず食べよう！30・10運動の推進
	② 3ない運動の啓発
	③ 食材の正しい保存方法の啓発
	(5)マイバッグの推進
(6)リサイクルショップ等の紹介	
2 再使用の推進	(1)きらり☆宝市の推進
	(2)再利用可能な容器(リユース容器等)の利用
3 再生利用の推進	(1)分別徹底の推進
	(2)再生資源の利用促進
	(3)販売店による資源の自主回収等の推進
4 ごみ処理適正化の推進	(1)広域ごみ処理施設の整備 【重点施策】
	(2)ごみ中継施設の整備 【重点施策】
	(3)資源化センター等の統合検討 【重点施策】
	(4)粗大ごみ戸別収集の実施 【重点施策】
	(5)分別区分や収集日数等の見直し検討 【重点施策】
	(6)事業系ごみの適切なごみ出し指導
5 共通事項	(1)ごみ処理対策推進協議会との連携
	(2)広報・啓発・指導体制の整備
	(3)環境教育・学習の推進
	(4)ゼロカーボンに配慮した事業の推進

第2節 ごみ処理基本計画の推進

本計画は、行政のみではなく、市民、事業者が一体となって、ごみの減量化・資源化の推進に取り組んでいく必要があります。したがって、ごみの減量・資源化に向けた市民、事業者、行政の役割について、基本方針の内の「発生抑制の推進」「再使用の推進」「再生利用の推進」の3つの基本方針ごとに取りまとめます。

1 市民の役割

市民は、廃棄物の発生抑制を意識し、ごみ減量に取り組み、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。また、資源の循環的な利用（再使用、再生利用等）に向け、資源の分別回収等に積極的に取り組みます。循環的な利用ができない廃棄物は、適正に処理されるように、分別排出を徹底します。

(1) 発生抑制の推進

市民はごみに関する意識を高め、減量に取り組むとともに、ごみをできるだけ出さないライフスタイルへの転換に努めます。

(2) 再使用の推進

不用となったものをごみにせず、別の形で利用することで、ごみの減量に努めます。

(3) 再生利用の推進

再生利用に関しては、資源分別回収が主な取組であり、市民は、これらの資源回収等に積極的に協力するよう努めるとともに、再生資源の利用に努めます。

2 事業者の役割

事業者は自らの事業活動に伴い発生する廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用に積極的に取り組みます。循環的な利用ができない廃棄物等は自らの責任（排出者責任）で適正に処理します。

また、製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、拡大生産者責任の考え方にに基づき、使用済み製品等を回収し、資源化ルートを確保する等循環的な利用に努めます。

(1) 発生抑制の推進

事業者自らのごみに関する意識を高め、減量に努めるとともに、市民が発生抑制できるように、事業者として協力します。

(2) 再使用の推進

事業者自らの再使用の実施に努めるとともに、市民が行う再使用の取組を推進するための協力体制の構築に努めます。

(3) 再生利用の推進

事業者自らが排出する廃棄物の再生利用を推進するとともに、市民が行う資源回収等の協力・支援に努めます。

3 行政の役割

市は、積極的な普及啓発や情報提供を通じて、資源循環型社会の実現について市民・事業者の理解を促進し、自主的な取組を支援します。具体的には、市民にはごみになるものを家庭に持ち込まない行動や使い捨て商品の使用の自粛等、これまでのライフスタイルの見直しに有効な啓発を推進していきます。事業者には使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛等、製造や流通販売の段階での環境配慮を行っていくことが必要であり、このための啓発をしていきます。

また、ごみの減量や資源の循環的な利用を推進する施策を実施し、環境負荷を低減した廃棄物処理・リサイクル事業の運営を行います。

(1) 発生抑制の推進

学校等における環境教育、市民への広報啓発活動、事業者への協力の呼びかけを通じて、排出抑制に向けた活動を促していきます。

(2) 再使用の推進

再使用の必要性やその方法等の情報提供を通じてそれらの方法を周知し、橋渡し役、紹介役として市民、事業者の活動に支援していきます。

(3) 再生利用の推進

再生利用に関しては、市が行う資源分別回収が主な取組であり、広報啓発活動を通して市民が積極的に協力できるよう促していきます。

第 10 章 ごみ処理の基本計画

第 1 節 分別計画

ごみの分別区分については、令和 7 年度からの豊橋市とのごみ処理広域化に合わせて、もやせるごみと生ごみを分けることとします。また、新たに整備（令和 9 年度整備予定）する広域のごみ焼却施設の処理方式や機能等を勘案し、こわすごみ等の種類について見直していきます。

なお、社会情勢及び生活環境の変化等により適宜見直すものとします。

表 10-1 ごみの分別区分

区 分		種 類	
収集ごみ	もやせるごみ	資源にならない紙くず類、皮革製品など金属以外のもの（長辺が30cm四方以下のもの）	
	生ごみ(令和 7 年度～)	※もやせるごみから分別	
	こわすごみ	プラスチック製品、カセットテープ、長靴など（長辺が30cm四方を超え45ℓの有料化指定ごみ袋に収まるもの）	
	埋めるごみ	割れガラス、陶器、ライターなど	
	資源ごみ	紙類	新聞、雑誌（チラシ、紙箱、封筒、ハガキなどの雑がみを含む。）、ダンボール、紙パックなど
		布類	衣類（綿入りのものを除く。）、タオルなど
		空缶	飲食物、油等の空き缶（アルミ缶及びスチール缶）
		小物金属	フライパン、やかんなど
		電化製品類	廃家電、時計、電池式おもちゃなど 小型家電
		発泡スチロール	発泡スチロール
		有害ごみ	乾電池、蛍光灯、電球など
		ガラスびん	飲食、調理用ガラスびんなど（透明、茶色、その他色びん）
		ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用、食酢・調味酢用、みりん風調味料用など
		プラマークごみ	プラマークの付いた容器及び包装
白色トレイ	トレイ		
収集しないごみ	直接搬入ごみ	粗大ごみ	布団、家具類、自転車類、金属製品、大型家電（家電4品目を除く。）など
		剪定枝木	枝木、竹など（畑、山林及び造成工事等により発生した枝木・竹を除く。）
		廃食用油	植物性油
		小型家電	携帯、パソコン等の個人情報を含むもの
		埋めるごみ	石綿含有廃棄物（スレート等）

処理不適物	家電 4 品目	テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫及び洗濯機・衣類乾燥機
	オートバイ	オートバイ及び原動機付自転車
	廃油など	廃油(廃食用油以外)、塗料又は毒性のある薬品
	消火器	消火器
	FRP船	FRP船
	在宅医療廃棄物	注射器及び注射針
	処理困難物	自動車、農業用機械、農薬・薬品、廃タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、建設廃材など

第 2 節 収集・運搬計画

1 収集・運搬体制

家庭系ごみは、市が主体となり行うものとします。事業系ごみについては、事業者の責任において行うものとします。

2 収集方式等

収集対象地域は行政区域全域であり、一般家庭から排出される一般廃棄物について定められた分別区分と排出方法により排出された廃棄物を収集対象とします。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とします。

ア 収集対象ごみ

行政区域内において、住民の日常の家庭生活から発生する家庭系ごみとします。

イ 収集運搬体制

収集運搬体制は、今後も業者委託を継続しますが、収集量が大きく変動した場合等状況に応じ適宜見直しを行うものとします。

ウ 収集頻度

ペットボトルやプラマークごみの回収については、家庭内での貯留可能量を考慮し、隔週から週 1 回への見直しを検討します。また、再資源化可能なものについては、販売店による自主回収が行われていることから、民間事業者と連携し市民サービスレベルが低下しないように、随時見直しを行っていきます。

エ 収集方式

収集の効率性を考慮し、基本的にステーション方式を継続するものとし、ステーションの設置場所及び箇所数については、ごみの回収状況等を考慮して随時見直すものとします。

これまで実施している粗大ごみ運搬車両（軽自動車）の貸出を継続し、さらに、粗大ごみ戸別収集（有料）を検討実施します。

オ 排出方式

排出方式は、分別の徹底、ごみの減量化・資源化及び収集作業の安全性を高めるため、現状どおりもやせるごみとこわすごみは指定袋制、埋めるごみと資源ごみ類はコンテナや網袋等の収集容器へ裸排出としますが、市民がより排出しやすくなるよう適宜見直すものとします。

カ ステーション管理

基本的に地元自治会が管理を行いますが、違反ごみの改善・指導等必要に応じ、行政からの指導を行います。

表 10-2 収集方式等

区 分		収集場所	収集頻度	収集運搬体制
もやせるごみ		ごみステーション	週 2 回	委託
生ごみ(令和 7 年度～)			週 2 回予定	
こわすごみ			月 1 回	
埋めるごみ				
資 源 ご み 類	紙類			
	布類			
	空缶			
	小物金属			
	電化製品類			
	発砲スチロール			
	有害ごみ			
	ガラスびん			
	ペットボトル			
	プラマークごみ			
白色トレイ	隔週※			
廃食用油		公共施設、店舗	週 1 回	委託(拠点回収)

※週 1 回への見直しを検討する。

キ 処理不適物の収集運搬方法

基本的に行政として収集(処理)しないものとし、販売店、メーカーによる円滑な回収ルート確保に努めるものとします。

ク 一時多量ごみ及び事業系ごみの運搬方法

排出者自らの責任において、処理施設へ直接搬入とします。また、分別は収集ごみと同様の区分とし、抜き取り検査等により、徹底を図るものとします。

第3節 中間処理計画

中間処理は、資源ごみ類、こわすごみ、粗大ごみ等の中の金属等を、それぞれ資源化するとともに、もやせるごみについては、炭化物として回収を行うことにより、減容処理を実施するものとします。

令和7年度からは、豊橋市とのごみ処理広域化を開始し、もやせるごみを豊橋市の既存の資源化センターに搬入して焼却し、生ごみは分別して豊橋市バイオマス利活用センターに搬入してメタン発酵処理をします。

(1) 管理・運営体制

田原リサイクルセンター〈炭生館〉は、ごみ処理広域化を開始するまでの令和6年度末まで民間事業者へ長期包括委託して管理・運営を行います。それ以外の中間処理施設についても、市が主体となり管理・運営を行うものとします。

(2) 中間処理対象ごみ及び処理方法

中間処理対象ごみは、「もやせるごみ」、「こわすごみ」、「埋めるごみ」、「粗大ごみ」及び「剪定枝木」とします。

処理方法は、こわすごみは粗大ごみと同じ処理方法で処理します。なお、剪定枝木は、発生量や発生場所によって搬入制限を行っているため、民間処理等を含め検討します。

表 10-3 処理方法

	処 理 方 法
もやせるごみ	田原リサイクルセンター〈炭生館〉で処理します。炭化物は製鋼会社等に引き取ってもらい、処理残渣は、最終処分場にて埋立処分します。 令和7年度からは、豊橋市の既存の資源化センターで処理し、生ごみは分別して豊橋市バイオマス利活用センターでメタン発酵処理をします。
埋めるごみ	東部資源化センター、赤羽根環境センター及び渥美資源化センターで破砕等処理し、埋立処分をします。
こわすごみ 粗大ごみ	東部資源化センターで破砕・分解後、可燃物は「もやせるごみ」として田原リサイクルセンター〈炭生館〉で処理(令和7年度から豊橋市の資源化センターで処理)を行い、金属類は処理業者に有価物として引き渡し、不燃物は埋立処分します。
剪定枝木	赤羽根環境センターでチップ化を行います。

表 10-4 中間処理施設

	計 画
田原リサイクルセンター 〈炭生館〉	①市全体のもやせるごみの炭化処理を令和 6 年度末まで運転(令和 7 年度からは豊橋とのごみ処理広域化を開始)
東部資源化センター	①収集されるこわすごみ、埋めるごみ、資源ごみ類選別及び一時貯留 ②周辺地域から直接搬入されるこわすごみ、埋めるごみ、資源ごみ類の選別、粗大ごみの破碎及び一時貯留
赤羽根環境センター	周辺地域から直接搬入されるこわすごみ、埋めるごみ、資源ごみ類の処理及び一時貯留
渥美資源化センター	周辺地域から直接搬入されるこわすごみ、埋めるごみ、資源ごみ類の処理及び一時貯留
赤羽根環境センター (焼却施設)	※休止施設 平成 25 年 3 月に稼動休止した焼却施設の跡地利用について検討を行う
旧リサイクルセンター (固形燃料化施設)	※休止施設 平成 17 年 3 月に稼動休止した固形燃料化施設の跡地利用について検討を行う

(3) 施設整備等

豊橋市との広域ごみ処理施設については、令和 9 年度に焼却施設、令和 13 年度に粗大ごみ処理施設を豊橋市内に整備する予定です。

財政負担の軽減や適正配置に配慮しながら、旧三町ごとに設置されている資源化センター等の統合を検討します。統合の時期については、豊橋市と広域で整備する粗大ごみ処理施設の建設（令和 13 年度予定）時期までとします。

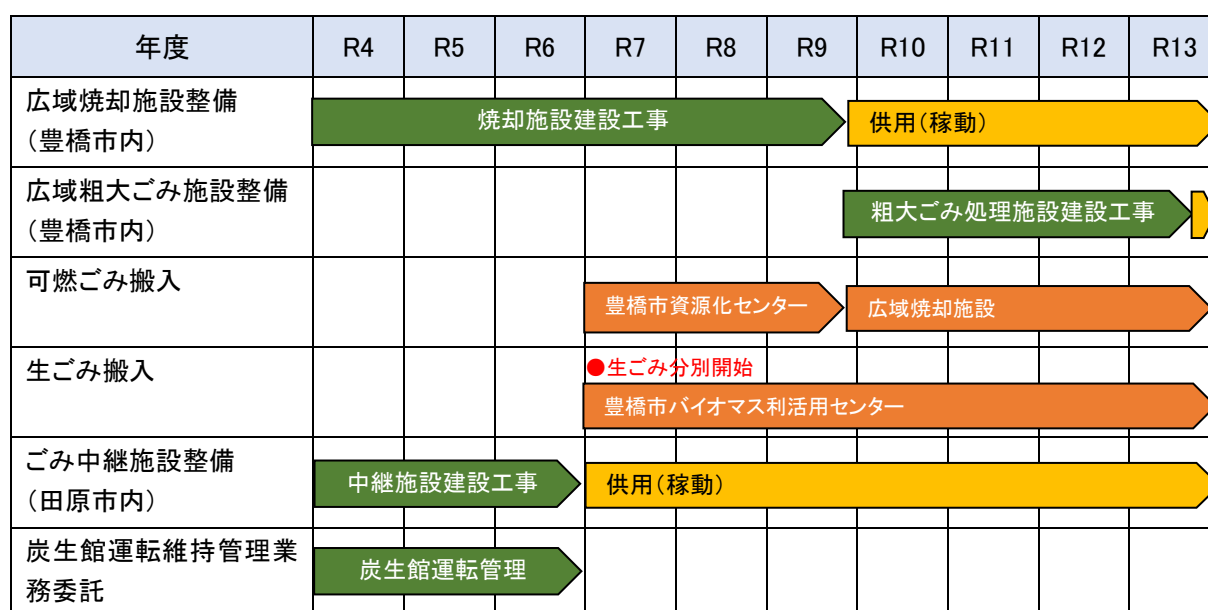


図 3-2 豊橋田原ごみ処理広域化スケジュール（再掲）

第4節 最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ自然へ還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、分別の徹底を図り、延命に努めます。

(1) 運営・管理体制

最終処分の運営・管理体制は、現状どおり、市が主体となり行うものとします。

(2) 最終処分対象ごみ及び処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理を経て、最終的に残ったごみで、資源化、減容化することが困難で、無害化、安定化しているものです。具体的には、破碎処理後の不燃物や焼却施設からの焼却残渣です。

処分方法は、埋立処分するものとします。

表 10-5 最終処分場

	計 画
第二東部最終処分場	リサイクルセンター炭生館からの処理残渣
赤羽根環境センター (最終処分場)	赤羽根環境センターからの処理残渣
渥美最終処分場	①東部資源化センターからの処理残渣 ②渥美資源化センター等からの処理残渣

第5節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1 特別管理一般廃棄物、処理困難物に対する対処方針

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び処理困難物及び「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象品目は、市民に周知徹底を図るとともに、販売店、メーカーによる円滑な回収ルート確保に努めるものとします。また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメントの促進、新技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣市町村との連携を図り、県及び国、メーカー等へ働きかけるものとします。

表 10-6 特別管理一般廃棄物及び処理困難物

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物	
【特別管理一般廃棄物】 ○ 次のもので PCB を使用した部品 ・廃エアコン ・廃テレビ ・廃電子レンジ ○ 廃水銀 ○ ばいじん ○ 感染性一般廃棄物	【処理困難物】 ・廃ゴムタイヤ ・廃バッテリー ・廃エンジンオイル ・廃灯油 ・廃ピアノ ・廃ペンキ ・廃ボート 等
家電リサイクル法対象品目	
・家庭用エアコン ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫 ・電気洗濯機・衣類乾燥機 ・テレビ(ブラウン管式・液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))・プラズマ式)	

2 不法投棄防止対策

家庭系粗大ごみ有料化の導入により不法投棄が増加してくることが予想されるため、不法投棄を監視するパトロールや国と連携した監視カメラの設置等を実施するとともに、広報紙やホームページ、パンフレットで適正な処理について、協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄予防に努めます。

また、散在性ごみについては、捨てさせないための未然防止対策等を行います。

表 10-7 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策	・広報活動による意識啓発 ・不法投棄防止パトロールの実施(県・市・事業者等) ・国と連携した監視カメラの設置 ・不法投棄物の速やかな回収 ・啓発看板等の設置
----------	--

3 広報・啓発活動のあり方

基本計画を円滑に進めるための広報・啓発活動のあり方について、表に示します。

表 10-8 広報啓発活動のあり方

内 容	方 法
<ul style="list-style-type: none">・市のごみ処理の現状と問題点 (ごみ量、処理費用等)・廃棄物と環境問題・ごみ排出抑制の方法と効果(実践事例等)・市民協力の内容とその理由 (分別、排出マナー等)・グリーン購入や地球にやさしい商品の紹介等	<ul style="list-style-type: none">・広報紙・ホームページによる情報提供・リーフレット、チラシ等の作成・副読本の作成・マスコミ(新聞、テレビ、ラジオ等)への情報提供・コンビニやスーパー等の店頭における情報提供・講習会、講演会・不用品交換会、フリーマーケット、処理施設見学会・ごみ減量等推進員による現場指導・事業所に対する個別指導等

4 災害時における迅速な廃棄物処理

大規模地震や水害等による災害時には、がれき等の廃棄物が大量に発生することが想定されます。これに加え、交通機能への影響により生活ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難になると想定されます。

平成 28 年 11 月に策定した田原市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生に伴う建物等からのがれきや避難所から排出されるごみ・し尿を適正かつ迅速に処理し、生活環境の改善と生活基盤の早期回復に努めます。

5 生活排水処理の推進

田原市生活排水処理基本計画に基づき、下水道や合併浄化槽の整備を推進し、家庭から排出されたし尿・生活雑排水を適正に処理します。

6 情報管理計画

発生・排出から処理・処分に至るまでのデータを体系的かつ複数ある処理施設のデータを一元的に整理し、計画策定等に利用し、効率よく遂行できるようにします。

7 計画推進体制

市民、事業者及び行政の三者は、緊密に連携し相互に協力しながら計画を推進する必要があります。

市民は、行政施策等へ協力し、排出抑制・減量化に積極的に取り組みます。

事業者は、自らの責任によって排出抑制の実践を行います。また、企業内研修の実施や企業内廃棄物減量等推進委員の設置等に努めるとともに、個々の企業の枠を超えて、関連企業や業界単位での連携のための体制づくりを進めます。

行政は、施策の進捗状況等を定期的に把握・点検・評価し、改善していくことが重要であり、PDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行っていきます。このほか、ごみ処理対策推進協議会においてごみ処理の現況や施策の進捗状況、減量目標の検証等を行い計画の着実な推進に努めるとともに、ごみに関するデータを分かりやすい形で公表し、情報の見える化に努め、法令改正等の国等の動きも含めて、本市のごみ行政を取り巻く状況の変化等に応じて、計画の適時適切な見直しを行っていきます。

田原市ごみ処理基本計画（2022年度～2026年度）

令和4年3月

編集・発行 田原市 市民環境部 廃棄物対策課
〒441-3492
愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
TEL：0531-23-3538
FAX：0531-23-1832